



Home Office

国別情報及びガイダンス

スリランカ： タミル分離主義

2014 年 8 月 28 日

序文

本文書は、スリランカに関する出身国別情報(COI: country of origin information)を提供すると同時に、英国内務省の意思決定者がスリランカの国民/居住者による申請を扱う上でのガイダンスを提供する。本文書は、申請が、庇護、人道的保護、又は裁量許可を認めるに値するか否か、また、一申請が却下された場合一「2002 年入国管理及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)」第 94 条に基づいて「根拠が無いことが明かである」と断定できるか否かに関するガイダンスも提供する。

意思決定者は、ケース固有の事実、本文書に含まれるガイダンス、入手できる出身国別情報(COI)、適用可能な判決例、及び、関連政策に係る英国内務省によるケースワーク・ガイダンスなど、すべての関連情報を考慮して、申請をケースごとに検討しなければならない。

本指示書の中で示される特定のガイダンスへのリンクは、英国内務省の内部システム内のものである。これらの文書の公開版は、以下の URL で閲覧可能である：

<https://www.gov.uk/immigration-operational-guidance/asylum-policy>

国別情報

本文書内に含まれる出身国別情報(COI)は、(主に)英語で発行されている幅広い外部情報を編集したものである。情報の妥当性、信憑性、正確性、客観性、最新性、透明性、及び追跡可能性を考慮し、正確を期すため、できる限り個別の情報源から得た情報を確認することに努めた。引用した情報源は、すべて脚注に記した。本文書は、2008 年 4 月付の「欧州連合共通出身国情報処理ガイドライン(Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information (COI))」、及び欧州庇護支援事務所(European Asylum Support Office)による 2012 年 7 月付の調査ガイドライン「出身国情報報告書の方法論(Country of Origin Information report methodology)」を参考に調査・作成された。

本文書に関する意見

本文書が提供するガイダンスと情報については、常に改善に努めている。従って、本文書に対する意見があれば、cpi@homeoffice.gsi.gov.uk宛てに E メール願いたい。

国別情報に関する第三者諮問機関

国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI: Independent Advisory Group on Country Information)は、国境局独立主任検査官(Independent Chief Inspector of Borders and Immigration)によって、2009 年 3 月に設立された。その使命は、英国内務省の出身国別情報(COI)資料の内容について、国境局独立主任検査官(Independent Chief Inspector of Borders and Immigration)に提言をすることである。国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI)は、英国内務省の出身国別情報(COI)資料に関する意見を歓迎する。国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI)の作業内容、及び、国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI)がレビューした出身国情報(COI)文書の一覧は、独立主任検査官

(Independent Chief Inspector)のウェブサイトで入手できる。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI: Independent Advisory Group on Country Information)は、英国内務省の作成した資料、手順、又は政策を支持するための機関ではない。

国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI)の連作先を以下に示す:

国境局独立主任検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN

E メール: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

目次

序文

パラグラフ

ガイダンス	
申請の根拠	1.1
特定の問題	1.2
問題の検討	1.3
政策の概要	1.4
情報	
内戦の終結	2.1
分離主義運動/タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との関係を疑われるタミル人	2.2
UNHCR によるガイドライン	2.2.34
タミル人ディアスポラ(Tamil Diaspora)	2.3
ディアスポラ組織の追放	2.3.6

背景

付属書 A:スリランカの地図	3.1.1
付属書 B:英国で活動するタミル組織の例	
British Tamils Forum	3.2.1
GTF: Global Tamil Forum	3.2.2
TYO UK: Tamil Youth Organisation United Kingdom	3.2.3
TGTE: Transnational Government of Tamil Eelam—USA	3.2.4
付属書 C: 判決例	
<u>MP(Sri Lanka) & Anor v Secretary of State for the Home Department [2014]</u>	
<u>GJ(post-civil war: returnees) Sri Lanka CG(Rev 1)[2013] YJYT 319 (IAC)(5 July 2013)</u>	
付属書 D: 在コロンボ 英国高等弁務官事務所(BHC)の通信文	

第 1 章: ガイダンス

2014 年 8 月 27 日更新

1.1 問題の根拠

- 1.1.1 タミル・イーラム解放のトラ(LTTE: Liberation Tigers of Tamil Eelam)への支持、又はタミル分離主義への関与の疑いでスリランカ政府当局から迫害を受ける恐怖。英国でのタミル分離主義運動への所属又は参加を含む。

1.2 特定の問題

- 申請者は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)への支持、又はタミル分離主義への関与を疑われているか？
- 申請者は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)への支持、又はタミル分離主義への関与の疑いのために、安全上のリスクを懸念され、スリランカ政府当局から迫害を受ける現実的なリスクを負っている可能性が高いか？
- タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)への支持、又はタミル分離主義への関与の疑いにより、スリランカ政府当局から迫害を受ける恐怖を抱いている申請者を保護する効果的な手段はあるか？
- 申請者がリスクを回避するためにスリランカ国内で移住することは可能か？

1.3 問題の検討:

申請者は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)への支持、又はタミル分離主義への関与を疑われているか？

- 1.3.1 意思決定者は、タミル分離主義への関与に関する申請者の説明が、内部的に一貫性があり且つ信憑性が高いと同時に、外部的にも一貫性があるか否かを検討しなければならない(即ち、客観的な国別情報と一致する)。
- 1.3.2 意思決定者は、申請の中で提起された問題を調査し、申請者がスリランカに帰国した場合、同申請者の民族種、政治的な見解と所属、又は過去の活動が、タミル分離主義への関与、或いはタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)への関与の疑惑を生じさせるか否かを判断するために、適切な質問をする必要がある。関係書類や通信の記録が提出された場合は、これも考慮に入れるものとする。

「庇護指令」の庇護申請の検討と信憑性の評価 (Considering the asylum claim and assessing credibility); 国内移住 (Internal Relocation)、また該当する場合、庇護申請における性別の問題 (Gender Issues in the Asylum Claim)を参照されたい。

国別情報の分離主義運動/タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との関係を疑われるタミル人を参照されたい。

「庇護指令」の庇護申請の検討と信憑性の評価 (Considering the asylum claim and assessing credibility)、また、申請の面談/評価 (interviewing/assessing the claim)に関する処理ガイダンスを参照されたい。

付属書 A:地図を参照されたい。

国別情報を参照されたい。

申請者は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)への支持、又はタミル分離主義への関与の疑いのために、安全上のリスクを懸念され、スリランカ政府当局から迫害を受ける現実的なリスクを負っている可能性が高いか？

1.3.3 MP(Sri Lanka) & Anor (2014 年 6 月 18 日)のケースで、上訴裁判所は、GJ & Others (post-civil war: returnees) Sri Lanka CG[2013] UKUT 00319 (IAC)(5 July 2013)の国別ガイダンスのケースを支持した。

1.3.4 GJ & Others のケースで上級裁判所(UT)は、Human Rights Watch、Freedom from Torture、及び Tamils against Genocide などの資料の国別情報を検討した。そのすべてが、それぞれ人数は異なるが、スリランカに帰国した際に虐待を受けた人々がいた証拠を示している。上級裁判所(UT)は、ディアスポラ(Diaspora)のデモ活動に参加しただけなど、申請者があまり積極的に参加していない、又は深く関与していない場合、スリランカに帰国した際に、現実的なリスクがある、或いは政府が警戒心を抱く可能性がかなり高いと認めるには不十分とし(パラグラフ 336)、すべてのタミル人がスリランカに帰国した際にリスクがあるとは認めなかった(パラグラフ 337)。

1.3.5 従って、タミル民族の出身であることは、それ自体は国際的な保護の対象であることの保証とはならない。申請者が逃亡の前後に反政府活動に関わっていなければ、帰国した際にスリランカ政府当局の尋問を受けたとしても、同申請者が安全上のリスクを負うとの懸念が具体化する可能性はあまり高くない。

1.3.6 GJ & Others のケースで裁判所は、次のような結論を下した：

- 「2009 年 5 月に内戦が終結して以降、スリランカ政府の懸念の焦点は移行した。スリランカのタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)自体は疲弊した勢力であり、内戦が終結して以降、テロ事件は発生していない。」(パラグラフ 356(2))。
- 「1983 年スリランカ憲法の修正条項 6(1)は、『スリランカの領土の統一を損なうこと』を禁止し、スリランカ国家の統一を謳っている。「スリランカ政府の現在の目標は、タミル分離主義を推進し、憲法に盛り込まれたスリランカ国家の統一を脅かすディアスポラのタミル人活動家を特定することである。政府は、(a) タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)、又は同様のタミル分離主義組織の復興を阻止すること、及び(b) スリランカにおける内戦の復活を阻止することである。」(パラグラフ 356(3))。
- 「スリランカ治安部隊に勾留された場合、虐待又は危害を受ける現実的なリスクがあり、国際的な保護を必要とする。」(パラグラフ 356(4))。

判決例を参照されたい。

「庇護指令」の庇護申請の検討と信憑性の評価 (Considering the asylum claim and assessing credibility)、また該当する場合、庇護申請における性別の問題(Gender Issues in the Asylum Claim)を参照されたい。

判決例の項を参照されたい。

1.3.7 次に、裁判所は、迫害又は深刻な危害を受けるリスクを負う人々の 4 つのカテゴリーの中から、以下の 2 つを特定した:

(i) 「内戦後のディアスポラに属するタミル分離主義及び/又はスリランカ国内の新たな反政府組織と深い関わりを持つ、又は関わりが疑われるため、統一国家としてのスリランカの統一を脅かす、或いは脅かすと考えられる者」(パラグラフ 356(7a))。

(ii) 「空港で検索できるコンピューター上の『手配者リスト』に氏名が載っている者。『手配者リスト』とは、未決の裁判所命令又は逮捕令状が発行されている者の名簿である。『手配者リスト』に氏名が載っている者は、空港で拘束され、裁判所命令又は逮捕令状に従って、適切なスリランカ当局に身柄を引き渡される。」(パラグラフ 356(7d))。

1.3.8 政府軍はタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の支持者とされる人々の拘束を続けている。また、再生タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の脅威に対する対策と称し、スリランカ北部で軍事力を強化している。非政府機関(NGO)は、タミル人の男性や女性に対する暴行事件が発生したことを記録している。タミル人の女性、特にタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元幹部、及び、行方不明者や「脱走者」の寡婦や妻は、軍兵士又はその他の民兵による性的暴行、性的搾取、暴行を受け易い。スリランカ政府は、政府の政策を批判した者や、人権の尊重を訴えた者は、スリランカのタミル人ディアスポラに属するタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の支持勢力と手を結び、スリランカに対する「ヘイト・キャンペーン」に関与していると主張している。タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の復興を画策しているとされる者、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の幹部を賛美しているとされる者は、政府が実行したとされる戦争犯罪の調査を求める者と同様、逮捕された。政府は、タミル人コミュニティが死者の記念式典を開催することも禁止している。

[目次に戻る](#)

ディアスポラ集団/タミル分離主義運動

1.3.9 上級裁判所は、総合所見で、「スリランカ政府(GOSL: Government of Sri Lanka)は、スリランカ国内で内戦が再発するリスクは低いと、かなりの確信を持って考えている」と付け加えた。政府が懸念するのは、ロンドン、パリ、トロント、及びオスロなど(『ディアスポラ・ホットスポット』)を主な拠点とするディアスポラによる武力闘争の再発である。」(パラグラフ 303)。

1.3.10 2014 年 3 月 21 日、スリランカ政府当局は、かなりの数の人々、及びタミル人の集団 British Tamils Forum 及び Global Tamil Forum など、英国政府からはテロ組織として認識されていない英国在留の一部集

国別情報の[分離主義運動/タミル・イーラム解放のトラ\(LTTE\)との関係を疑われるタミル人の項](#)を参照されたい。

[追放された組織の一覧\(list of Proscribed Organisations\)](#)を参照されたい

団を含む) をテロ組織として追放した。政府が曖昧な反テロ規定を適用して、主要なタミル人ディアスポラ集団をタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と結び付け、国際的な繋がりを持つ地元のタミル人活動家を処罰するために利用するのではないかと懸念が持ち上がっている。しかし、これらの規定がどのように実施されているかは、未だに明確な情報が無い。

1.3.11 2014 年 3 月 21 日にいくつかの組織が追放されたことに加え、スリランカ政府当局は、リストに名前の挙がっている 400 以上の人物を追放した。意思決定者は、申請者の氏名を同リストと照らし合わせ、これらの人々が、空港で検索できるコンピューター上の『手配者リスト』に氏名が載っており、従って、GJ& Others のケースで特定された有リスク・カテゴリーに属することを踏まえて検討を進めなければならない。

1.3.12 ディアスポラ組織に関して、GJ& Others のケースで上級裁判所は、「ディアスポラによる活動に関する全般的な結論は、スリランカ政府(GOSL)はスリランカの統一を損なう目的をもってディアスポラ内の分離主義運動を復活させ、資金を再投入するために積極的に活動している人々を洗い出すことができる高度な情報収集能力を持っているということである。ディアスポラのデモ活動の 1 つや 2 つに参加したとしても、それ自体は、その人物が熱心なタミル人活動家であり、スリランカでタミル分離主義を推進することを狙っているという証拠にはならない。それは、その人物が行ったディアスポラ運動に左右される、それぞれのケースの事実上の問題である。」(パラグラフ 351)。従って、ある人物が、追放された集団が主導するデモ活動に参加したと主張したとしても、それ自体はリスクの原因とはならない。同様に、追放された集団への所属(過去又は現在において)は、それだけでは国際的な保護を必要とする根拠とならない。それぞれのケースの個別の利点を考慮して慎重に検討する必要がある。

1.3.13 上級裁判所は、GJ& Others のケースで、総合所見の一部として、次のように判断した:

- 「英国での書類再発行過程において、又は帰国の際の空港において、強制送還された申請者は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との自身又は家族の関係や交友関係について質問されることが予想される。」(パラグラフ 308)
- 「スリランカ政府が懸念するのは、過去の所属又は支持ではなく、申請者が内戦後のスリランカにおいて国家統一を損なう脅威であるか否かである。」(パラグラフ 311)。
- スリランカ政府(GOSL)が、「タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との以前の繋がり又は交友関係(直接的か、家族ぐるみでかを問わ

付属書 B:英国で活動するタミル組織の例を参照されたい。

判決例を参照されたい。

国別情報の分離主義運動/タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との関係を疑われるタミル人の項を参照されたい。

国別情報の分離主義運動/タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との関係を疑われるタミル人の項を参照されたい。
これには、タミル人女性が性的暴力を受け易い点に関する情報が含まれている。

ず)をもって、内戦後のスリランカにおいて国家統一を損なう脅威であると見なすか否かは明らかではない。」(パラグラフ 325)。

- 「社会復帰後に監視を受けているというだけでは、迫害に相当しないと考えている。」(パラグラフ 319)。

1.3.14 タミル分離主義運動に関与していると主張する人々が、その運動がスリランカ政府に警戒心を抱かせただけでなく、統一スリランカ又はスリランカ政府に対する現在のリスクであると認識させたことを示す十分な証拠を提示できることで、意思決定者は納得しなければならない。過去か現在かを問わず、追放された組織への所属は、それ自体、必ずしも保護の必要性を生じさせるものではない。GJ& Others のケースで裁判所が判断した通り、デモ活動への参加は、それだけでは十分な証拠とはならない。

1.3.15 意思決定者は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)が重大な人権侵害行為やテロ行為に関与していることも念頭に置いておく必要がある。その行為の一部は、戦争犯罪、又は人道犯罪に相当する。申請者がタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)に関与していることを検討する重大な理由がある場合、意思決定者は、例外的措置の条項が適用可能であるか否か、必要であれば主任ケースワーカーに助言を求めながら検討する必要がある。

目次に戻る

傷跡

1.3.16 裁判所は、GJ& Others のケースで、「英国、スリランカ、又はその他の国で、申請者自身が刺青を除去しようとしてできた傷跡、又は申請者の要請によって刺青を除去しようとしてできた傷跡を、スリランカ政府による拷問の結果としてできた傷跡と称しているケースがある。英国で、庇護申請をこうした傷跡に基づいて検討しているか否かは考慮していない」とした。

1.3.17 裁判所は、GJ& Others のケースで、「タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の入れ墨を入れている人物に危害が加えられたという報道は1件のみであった。刺青は傷跡の一種である。Smith 医師は、傷跡は、他の理由で勾留され、尋問の際に下着だけを残して衣服を剥ぎ取られた場合のみ、関係することを示した。この場合、傷跡は疑惑を増幅させるからである。タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の入れ墨を入れていることは、リスク要因であることの十分な証拠とはならない。」とした。(パラグラフ 267)。

1.3.18 上級裁判所は、その後、KV (scarring - medical evidence) Sri Lanka

判決例の項を参照されたい。

「庇護指令」の例外:
「難民条約」第1条
F(Exclusion: Article 1F of the Refugee Convention)を参照されたい。

国別情報の分離主義運動/タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との関係を疑われるタミル人の項を参照されたい。
この項には医学的証拠に関する情報が含まれている。

判決例の項を参照されたい。

[2014] UKUT 230 (IAC)(2014 年 5 月 23 日)のケースの報告を、より一般的な傷跡の問題について聞き、こうしたケースにおいて、傷跡の原因に関する結論に達するための法医学的な報告に関する助言を与えた。

- 1.3.19 跡を考慮するに際し、意思決定者は、提出された医学的証拠を十分に検討するものとする。しかし、KV のケースで上級裁判所が判断した通り、最善の方法に従って、法医学的報告書が、傷跡は拷問によるものであるという申請者の主張を否定する結果となっても、証拠の提示責任が申請者にかかっており、尋問の目的の一つが申請者の証拠の信憑性評価(低い方に評価する)である場合、こうした報告書は、意思決定者が法的な範囲で行う評価と同等に扱うべきではない。

タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)への支持、又はタミル分離主義への関与の疑いにより、スリランカ政府当局から迫害を受ける恐怖を抱いている申請者を保護する効果的な手段はあるか?

- 1.3.20 このカテゴリーの申請は政府当局からの虐待を受ける恐怖に関わるため、政府当局による保護は適当ではない。

申請者がリスクを回避するためにスリランカ国内で移住することは可能か?

- 1.3.21 このカテゴリーの申請は政府当局からの虐待を受ける恐怖に関わるため、これを回避するために国内の別の場所に移住することは適当ではない。

- 1.3.22 GJ& Others のケースで裁判所は、「政府は今やスリランカ全土を支配し、タミル人は空港を経由して表示の住所に帰らなければならないため、スリランカ政府当局による迫害の現実的なリスクを負う者にとって、スリランカ国内の移住は選択肢とならない。」と判断した。(パラグラフ 356(5))。

[目次に戻る](#)

1.4 政策の概要

スリランカのタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)自体は、2009 年の内戦終結以来、軍事力又は政治的権限を持たない。

タミル民族の出身であること自体は、国際的な保護の対象とはならない。過去、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)に所属していた、又はこれと繋がりを持っていたことを証明できる者も、内戦後のタミル分離主義において重要な役割を担っている、若しくは担っていると疑われない限り、又は、

国別情報の分離主義運動/タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との関係を疑われるタミル人を参照されたい。

付属書 A:地図を参照されたい。

判決例の項を参照されたい。

空港で「手配者リスト」に氏名が表示されない限り、保護の対象とはならない。

タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の復興を画策しているとされる者、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の幹部を賛美しているとされる者は、政府が実行したとされる戦争犯罪の調査を求める者と同様、逮捕された。

デモ活動への参加など、ディアスポラの活動に参加すること自体は、その人物がスリランカでタミル分離主義を推進しようと狙う熱心なタミル人活動家であることの証拠とは見なされない。それぞれのケースは証拠に基づいて検討する必要がある。

「内戦後のディアスポラに属するタミル分離主義及び/又はスリランカ国内の新たな反政府組織と深い関与を持つ、又は関与が疑われる」ため、国家を脅かす、或いは脅かすと考えられる者は、リスクを負っていると考えられる。従って、一般的に、庇護を認めることが妥当である。

判決例 **KV** に従って、傷跡が拷問の結果であると称されるケースを検討する場合、意思決定者は、提示された医学的証拠を考慮する必要があるが、こうした法医学的報告書があっても、証拠の提示責任が申請者にかかっており、尋問の目的の一つが申請者の証拠の信憑性評価(低い方に評価する)である場合、意思決定者が法的な範囲で評価する必要がなくなるわけではない。

タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)に刺激を受けて入れた刺青自体は、「その他の理由」で勾留され、尋問の際に衣服をはぎ取られない限り、リスクとは見なされない。

タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)は、内戦時に重大な人権侵害行為に関与したため、「難民条約」第 1 条 F の適用を検討する重大な理由がある可能性がある。

タミル分離主義を支持した、又はこれに関与した申請者の申請が却下された場合、「2002 年国籍、移民及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)」第 94 条に基づいて「根拠が無いことが明かである」と判断される可能性は低い。

「庇護指令」の例外:
「難民条約」第 1 条
**F(Exclusion: Article 1F
of the Refugee
Convention)**を参照されたい

「2002 年国籍、移民及び庇護法」第 94 条に基づいて明確に判断される申請(**Non
suspensive appeals
certification under
section 94 of the NIA
Act 2002**)に関する庇護処理ガイダンスを参照されたい。

[目次に戻る](#)

第2章：情報

2014年7月6日更新

2.1 内戦の終結

より詳しい情報及び背景情報については、2012年3月7日付の英国内務省出身国別情報: スリランカ(Country of Origin Information (COI) Report on Sri Lanka)を参照されたい。本文書の情報は、2013年7月付の運用ガイダンスノート(OGN: Operational Guidance Note)「反体制派の政治家及び政治活動家(Opposition Politicians and Political Activists)」(セクション 3.11)、「女性(Women)」(セクション 3.13)、「刑務所の状況(Prison Conditions)」(セクション 3.16)、及び「帰国>Returns)」(セクション 6)と照らし合わせて読むことが望ましい。

- 2.1.1 スリランカの人口は、2014年7月には2,186万6,445人に達すると推定されている。2001年の国勢調査によると、73.8%がシンハラ民族(Sinhalese)の出身者である。その他の民族の分布は、スリランカ系ムーア人(Sri Lanka Moors)が7.2%、インド系タミル人(Indian Tamils)が4.6%、スリランカ系タミル人(Sri Lankan Tamils)が3.9%、その他が0.5%、及び特定されていない民族種が10%を占めている。¹
- 2.1.2 1983年に、多数派のシンハラ人と、北東部に住む少数派のタミル人との間で民族間抗争が発生し、内戦に発展した。26年後の2009年5月、政府軍がタミルの虎(Tamil Tiger)反乱軍が支配していた最後の地域を奪還し、内戦はようやく終結を迎えた。国連は、双方の勢力が民間人に対して戦争犯罪を実行したという信頼できる報告を受けている。^{2 3}
- 2.1.3 国際危機グループ(ICG: International Crisis Group)の2010年2月23日付の報告書「The Sri Lankan Tamil Diaspora after the LTTE」は、次のように記している:「内戦の最後の数ヶ月の荒廃、及び各国政府と国連の無関心を目の当たりにし、多くのタミル人、中でも西部で生まれた若い世代のタミル人が、深く幻滅した。大きなタミル人コミュニティーを抱える国の政府は、これが新しい形の闘争心に発展する危険性を憂慮した。内戦の最後の数ヶ月、及び直後の数ヶ月の間、タミル人抗議家らによる殉死、スリランカ大使館に対する破壊行為が発生し、国外に住むタミル人とシンハラ人のコミュニティーの間で緊張が高まった。こうした出来事は減ってきてはいるが、ディアスポラ内で過激主義が台頭する危険は完全には消えていない。」⁴

¹ CIA World Factbook, Sri Lanka, People and Society, 2014年6月23日更新, <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html>, 2014年5月2日閲覧

² 報告書全体は、「UN, Report of the Secretary-General's Panel of Experts on Accountability in Sri Lanka」を参照されたい, 2011年3月31日, 2014年5月2日閲覧

³ BBC, Sri Lanka Profile: Overview, 2014年9月23日更新, <http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-11999611>, 2014年5月2日閲覧

⁴ 国際危機グループ(ICG), The Sri Lankan Tamil Diaspora after the LTTE, Asia Report N°186, 2010年2月23日, Executive Summary, <http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-asia/sri-lanka/186-the-sri-lankan-tamil-diaspora-after-the-ltte.aspx>, 2014年5月2日閲覧

2.1.4 ATP : South Asia Terrorism Portal による報告書「Sri Lanka Assessment 2014」は、次のように記している:

「2009 年 5 月のタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の敗北と共に訪れた平和は、2013 年 中も保たれた。2012 年と同様、この島国でテロ関連の事件は 1 件も報告されなかった。最後にこうした殺傷事件が発生したのは、2009 年 10 月 2 日、マンナー(Mannar)県 Paranthakadathan であり、この時、身元不詳の銃撃者により、陸軍兵士 2 名を死亡、1 人が負傷した。対処すべき懸念はいくつか残っているが、スリランカは内戦後、劇的な復興を遂げ、和解の面でもいくつかの前進を見た。」

「重要なことに、2013 年 9 月 21 日、厳重な警備の下、北部州(Northern Province) の 5 つの県—ジャフナ(Jaffna)、バブニヤ(Vavuniya)、ムッライッティーヴー(Mullaitivu)、キリノッチ(Kilinochchi)、及びマンナー(Mannar)で、歴史的な選挙が行われた。1987 年に州議会制度が設立されて以来、初めてのことである。スリランカ最大のタミル人政党であるタミル国民連合(TNA: Tamil National Alliance)は、圧倒的得票により、5 つのすべての県で勝利を収め、選挙で争われた 36 議席のうち 28 議席を獲得した。タミル国民連合(TNA)は、それぞれの県の得票率に基づいて、更に 2 議席を確保した。北部州評議会(NPC: Northern Provincial Council)の選挙と並行し、北西部州評議会(NWPC: North Western Provincial Council) 及び中部州評議会(CPC : Central Provincial Council)の選挙も、2013 年 9 月 21 に行われた。この選挙では、当然ながら、統一人民自由連合(UPFA : United People's Freedom Alliance)が、どちらの評議会でも確実な勝利を収め、北西部州評議会(NWPC)では 52 議席中 34 議席、中部州評議会(CPC)では 58 議席中 36 議席を獲得した。」⁵

2.1.5 国際危機グループ(ICG)の 2013 年 11 月 13 日付の報告書「Sri Lanka's Potemkin Peace: Democracy Under Fire」は、次のように記している:

「タミル国民連合(TNA)は、長らく開催が待たれていた 9 月の北部州評議会選挙で、圧倒的得票による勝利を収めた。それでも、マヒンダ・ラージャパクサ(Mahinda Rajapaksa)大統領政権は、権利の委譲を渋り、北部における事実上の軍事政権を維持しようとしている。タミル国民連合(TNA)は、他でも、社会・コミュにティーからの高まる圧力を受けている。ジャーナリスト、人権擁護者、及び政府を批判する者は、脅迫や検閲を受けている。野党が弱体化し、分断された状態の下、権威主義的な行為や法の支配の退廃を中止するため、憲法で保証された権限の委譲を実現するため、また、政府軍とタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)が行ったとされる戦争犯罪の信頼できる調査を開始するため、国際社会による圧力と行動を継続することが必要である。[...] 北部州に配備された部隊によるタミル国民連合 (TNA) の候補者、及びその支持者に対する嫌がらせが絶えない中、投票率—68%程度—は、内戦後に行われた以前の選挙に比べ、かなり伸びた。タミル国民連合(TNA)は、得票率 78%で、38 議席中 30 議席を獲得した。投票により、想定外の熱気が生じたが、強力なタミル・ナショナリズムの感情も表出し、コロンボ(Colombo)はこれに乗り、残りの地域の支持者を素早く動員した。[...] タミル国民連合 (TNA) は、不義な分離主

⁵ The South Asia Terrorism Portal (SATP), Sri Lanka Assessment 2014, <http://www.satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/index.html>, 2014 年 5 月 9 日閲覧

義者としてのシンハラ・ナショナリストによる攻撃のみならず、ディアスポラ内は勿論、ディアスポラ外のタミル・ナショナリストによる攻撃によって、困難を極める政治情勢を巧みに動かしていかなければならない。内戦終結後、同盟の指導者らは、イデオロギーの相違による不和に直面している。不和は、主に、同盟の範囲外の、より好戦的な態度をとる傾向にあり、特に州評議会に関して憲法の枠内で活動しようとする意志を批判するタミル人らとの間で発生している。」⁶

2.1.6 米国国務省の 2014 年 2 月 27 日発行の報告書「2013 Country Report on Human Rights Practices (USSD Report 2013), Sri Lanka」は、次のように記している：

「多くの海外・国内の批評家が、過去の教訓・和解委員会(LLRC: Lessons Learnt and Reconciliation Commission)の発行した報告書が、内戦の最後の数ヵ月間に政府とタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)が行ったとされる戦争犯罪の責任を適切に追及していないこと、また、政府が行った悪行の責任を免除していることを批判した。批評家らは、同報告書が、降伏したタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の兵士の殺害、砲撃禁止区域への大規模な砲撃、病院に対する体系的な砲撃、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)に包囲された民間人に人道的支援物資を供給しないなどの事件に関連して政府が行ったとされる体系的な悪行を、何一つ検知できなかったとしている。」⁷

2.1.7 国際危機グループ(ICG)の報告書は、付け足して次のように記している：

「過去四半世紀の間、タミル人ディアスポラは、独立したタミル民族国家を設立するための軍事闘争を支える財務面とイデオロギー面の支援を通じ、スリランカの政治情勢を形作ってきた。2009 年 5 月のタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の敗北により、ディアスポラの影響力は著しく弱まったが、スリランカ国外のタミル民族は依然として別の国家設立を支持し、ディアスポラの資金が国の将来に重要な役割を果たすことは間違いない。しかし、その役割の性質は、今後数ヵ月の間にコロンボがタミル系市民をどのように扱うか、また、国際社会がスリランカ政府に対し、憲法の改革を進め、タミル民族やその他の少数民族派民族と権限を共有し、その権利を保護する方向に、どれほど強く圧力をかけるかに大きく左右される。100 万人いるディアスポラが独自で反スリランカ勢力を復活させる力を持たない一方、ディアスポラの持つ資金と組織は、今後、再発するかもしれない武力行使を激化させる可能性を持っている。」⁸

⁶ 国際危機グループ, Sri Lanka's Potemkin Peace: Democracy Under Fire, 1 2013 年 11 月 13 日, Executive Summary p.i, II. Northern Province Elections and the Future of Devolution ページ 2 及びページ 9, <http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/253-sri-lankas-potemkin-peace-democracy-under-fire.pdf>, 2014 年 5 月 9 日閲覧

⁷ 米国国務省, 2013 Country Report on Human Rights for Practices: Sri Lanka, 2014 年 2 月 27 日, (Section 5 - Government Human Rights Bodies), <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2013&dliid=220404#wrapper>, 2014 年 5 月 2 日閲覧

⁸ 国際危機グループ(ICG), The Sri Lankan Tamil Diaspora after the LTTE, Asia Report N°186, 2010 年 2 月 23 日, Executive summary <http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/186%20The%20Sri%20Lankan%20Tamil%20Diaspora%20after%20the%20LTTE.pdf>, 2014 年 5 月 2 日閲覧

2.1.8 2013 年の出来事を対象とした 2014 年 1 月 31 日付の報告書「Human Rights Watch (HRW) World Report 2014: Sri Lanka」は、次のように記している:

「2013 年、マヒンダ・ラージャパクサ(Mahinda Rajapaksa)大統領率いるスリランカ政府は、30 年近く続き、2009 年に終結した内戦の間に起こった人権侵害行為の責任追及において、殆ど成果を上げられなかった。[2013 年]3 月、国連人権理事会(United Nations HRC: Human Rights Council)は、2 年間における 2 つ目の決議を採択した。同決議は、スリランカ自身の過去の教訓・和解委員会(LLRC)が提言した事項を実施すること、及び内戦の間に両軍が実行したとされる戦争犯罪の責任を追及することをスリランカ政府に求めるものである。スリランカ政府は、過去の教訓・和解委員会(LLRC)による提言を実施していると主張したが、これらの主張を検証することは難しく、責任追及の努力も信憑性が低い。」⁹

2.1.9 2014 年 3 月、国連人権理事会は、スリランカの内戦の両当事者が実行したとされる深刻な人権侵害行為と関連犯罪を包括的に調査することを、国連人権高等弁務官事務所(Office of the High Commissioner for Human Rights)に要請する決議を採択した。¹⁰ Human Rights Watch は、次のように記している:「スリランカ政府は、4 万人ほどが死亡する結果となったタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との戦闘の最終段階において発生した国際的な人権及び人道法の違反に関して国を挙げての調査を求める内容の、これまでの 2 つの国連人権理事会による決議に真摯に対応しなかった。残虐行為の行為者を調査する代わりに、スリランカ政府は皮肉にも政府勢力が犯した悪行を全て無罪放免とし、責任を追及するものを激しく非難した。本決議を可決することは、スリランカの内戦のすべての犠牲者が忘れ去られていないことを伝える強力なメッセージになるであろう。」¹¹

目次に戻る

2.2 分離主義運動/タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との関係を疑われるタミル人

2.2.1 BHRC: The Bar Human Rights Committee of England and Wales 及び The International Truth & Justice Project, Sri Lanka の 2014 年 3 月付の報告書は、次のように記している:

「2009 年の内戦終結後、スリランカ政府は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)のメンバーと疑われる者を、紛争地域から脱出する民間人から分離しようと躍起になっていた。タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)のメンバーは、危害を加えられないという保証を得て、身分を明かすことを命じられた。情報提供者はタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)のメンバーと疑われる者の特定を補佐し、告発されたタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)のメン

⁹ Human Rights Watch (HRW), World Report 2014 (Events of 2013), 2014 年 1 月 21 日, ページ 387, http://www.hrw.org/sites/default/files/wr2014_web_0.pdf, 2014 年 5 月 7 日閲覧

¹⁰ 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR), Human Rights Council adopts a resolution on reconciliation, accountability and human rights in Sri Lanka, 2014 年 3 月 27 日, <http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=14447&LangID=E>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

¹¹ Human Rights Watch, UN Rights Council: Crucial Vote on Sri Lanka Inquiry, 2014 年 3 月 26 日, <http://www.hrw.org/news/2014/03/26/un-rights-council-crucial-vote-sri-lanka-inquiry>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

バーは、Maruthamadu、Welikanda、Kadakadu and Poonthottam、Nellukulam Technical College、及び Pampaimadu の『リハビリテーション・センター』に監禁された。」¹²

2.2.2 BHRC の報告書は、続けて次のように記している:

「スリランカ政府の膨大な諜報システムは、治安部隊や移民局の役人と共有される。内戦終了時に治安部隊が保有していたタミル民族に関する膨大な資料を保管している。これには、すべての国内避難民(IDPs: Internally Displaced Persons) の氏名、所在地、住所、家族情報などの情報が、現在地及び写真を含め、記録されている。」

「情報は、拷問、拷問の脅迫、又は愛する人に対する強姦の脅迫により情報提供者となったタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元メンバーを通じて収集されると同時に、カルーナ派(Karuna faction)やイーラム人民民主党(EPDP: Eelam People's Democratic Party)を通じても収集される。情報収集の焦点は、元幹部の身元、その任務と指令系統における位置、及びタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の階層構造、並びに、メンバーの家族に関する情報である。BHRC がインタビューを行った証言者らは、拷問を通じ、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の他の幹部の身元を明かすことを強制されたと主張している。治安部隊と移民局への情報提供者の範囲は、タミル人ディアスポラにまで及んでいる可能性がある。欧州連合在住のカルーナ派メンバー及び大使館職員が、抗議行動に関与するスリランカ人の画像・動画による証拠を提供しているとされる…」

「2009 年以降、タミル人の情報収集と包括的な監視、並びにタミル人ディアスポラの監視に基づくスリランカ政府の治安政策は、益々高度になっている。」¹³

2.2.3 Swiss Refugee Council の 2012 年 11 月 15 日付の報告書は、次のように記している: 「タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)は敗北し、同組織が存続していることを示すものは何もないが、スリランカ政府の幹部連は極めて疑り深く、同集団のいかなる復活も、タミル民族の間で独立の意志が発生することも、阻止しようと躍起になっている。こうした懸念は、北部や東部に住むタミル民族に直接影響を与えている。タミル民族の出身であることが、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との親近性を示す可能性があるからである。監視を回避しようとしていない目立たないタミル人さえ疑惑の対象となっている。政府当局は、これらの人々がディアスポラと連絡を取っていないかを監視しているのである。自主的、強制的を問わず、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)に徴用された人々は特に監視されている。政府当局は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元メンバーの知人や親族にも疑惑

¹² Bar Human Rights Committee, An Unfinished War: Torture and Sexual Violence in Sri Lanka 2009—2014 The report of The Bar Human Rights Committee of England and Wales (BHRC) and The International Truth & Justice Project, Sri Lanka, by Yasmin Sooka, (ページ 21), 2014 年 3 月, https://barhumanrights.org.uk/sites/default/files/documents/news/an_unfinihsed_war_torture_and_sexual_violence_in_sri_lanka_2009-2014_0.pdf, 2014 年 5 月 30 日閲覧

¹³ Bar Human Rights Committee, An Unfinished War: Torture and Sexual Violence in Sri Lanka 2009—2014 The report of The Bar Human Rights Committee of England and Wales (BHRC) and The International Truth & Justice Project, Sri Lanka, by Yasmin Sooka, (ページ 21), 2014 年 3 月, https://barhumanrights.org.uk/sites/default/files/documents/news/an_unfinihsed_war_torture_and_sexual_violence_in_sri_lanka_2009-2014_0.pdf, 2014 年 5 月 30 日閲覧

の目を向けている。複数の報告によると、海外から帰国した人々は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との繋がりを疑われ、特に脅迫を受けることが多いという。」¹⁴

2.2.4 2014 年 4 月 16 日、WSW: The World Socialist Website は、次のように報告した:

「スリランカ軍は、先週、2009 年 5 月に軍に壊滅されたタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の分離主義を『復活』させようと画策していたとして、『タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)のリーダー』とされる 3 人の人物を殺害したと発表した。」

「4 月 11 日、スリランカ防衛省スポークスマン Ruwan Wanigasooriya 准将(Brigadier)は、スリランカ軍が、北部バブニヤ地区の Nedunkerni 近郊のジャングルの中の夜間攻撃で、Kajeepan Ponnaiah Selvanayagam(通称 Gopi)を殺害したと報道機関に伝えた。」

「Wanigasooriya によると、Gopi は『タミルの虎を支持するディアスポラの間で、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)を復活させようと』画策していた集団のリーダーであるという。他にも、Sundaralingam Kajeepan(通称 Thevihan)、及び Navaratnam Navaneethan(通称 Appan)と見られる人物が死亡した。軍によると、この作戦には数百人の兵士が動員されたという。」

「軍は、自らの主張を裏付ける証拠を何一つ提示していない。殺害事件は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の復活を狙う動きがあるというマヒンダ・ラージャパクサ政権による盛んなプロパガンダの最中に起こった。軍は、3 月初旬から北部地域において恐怖と威嚇の運動を展開し、過酷な「テロ防止法(Prevention of Terrorism Act)」に基づいて、女性 10 人を含む 60 人以上を拘束した。」¹⁵

2.2.5 2013 年の出来事を対象とした 2014 年 1 月 31 日付の報告書「Human Rights Watch (HRW) World Report 2014: Sri Lanka」は、次のように記している:

「スリランカの『テロ防止法』は、勾留中の被疑者に対する大きな権限を警察に与えており、安全保障問題の被疑者を警察官が裁判無しで長期間に亘り勾留することを正当化するために、最も頻繁に適用される法律である。同法律は今でも頻繁に適用されている。武力闘争の最中も終結後も、勾留中の被疑者に対する治安部隊の拷問やその他の虐待の蔓延が問題となっている。Human Rights Watch は、[2013 年]2 月、内戦終結後も、強姦と性的暴行が、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)のメンバーと疑われる人々に対する幅広い拷問の中心となっていることを示す新たな証拠を発表した。拷問は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)への関与の『自白』を引き出すため、また、タミル民族全般に恐怖心を植え付け、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)への関与を思い留まらせるために用いられる。」

¹⁴ スイス難民理事会: Adrian Schuster: Sri Lanka- current situation, 2012 年 11 月 15 日, 4.4 Profile of at risk groups, 4.4 Tamils in the North and East, <http://www.fluechtlingshilfe.ch/sri-lanka-current-situation-update>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

¹⁵ World Socialist Website, Sri Lankan military kills alleged "LTTE suspects", 2014 年 4 月 16 日, <http://www.wsws.org/en/articles/2014/04/16/sril-a16.html>, 2014 年 7 月 28 日閲覧

「スリランカ政府は、これらの訴えを否定し、国外で庇護認定を受けるための、申請者の作り話であるとした。Human Rights Watch は、政府が性的暴行の届け出を調査しているか否かを把握していないという。」¹⁶

2.2.6 BHRC の報告書は、次のように記している:「拷問、強姦、性的暴行、及び残酷且つ非人間的な扱いの加害者とされるのは、軍、軍諜報局、及び警察を含め、スリランカの治安機関に広く分布して所属する人々である。多くの証言者が、最初の拉致の首謀者として、犯罪捜査局(CID: Criminal Investigation Department)及びテロ捜査局(TID: Terrorism Investigation Division)を挙げている。大多数は男であるが、尋問の際には女も同席し、監視役としても活動していた。」¹⁷

2.2.7 HRW World Report 2014 は、「[2013 年]9 月時点で、スリランカ政府は、敗北し、内戦終結時に拘束されたタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の推定 1 万 2,000 人のメンバーや支持者のうち、230 人を『リハビリテーション・センター』で勾留している。」と記している。¹⁸

2.2.8 在コロombo英国高等弁務官事務所(BHC)による 2014 年 4 月 16 日付の最新治安情報は、次のように記している:

「軍の配備強化、逮捕及び殺人の増加が、地元各地の新聞で盛んに報道されている。国際報道機関にも多少報道されている。」

「逮捕者の一部が勾留中に虐待を受けているとの報告があった。ウィメンズ アクションネットワーク(Women's Action Network)は、6 人の女性に対する逮捕と虐待を詳細に伝える声明を発表した。これらの女性の男性家族、又は男性の知人は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と繋がりを持ち、そのうち 5 人は『Gobi』と繋がりを持つとされる。逮捕された女性のうち 1 人は、逮捕時に妊娠しており、尋問中に流産したと伝えられる。この女性は医療措置を受けることを認められず、流産したその夜に、電車で 60 マイル離れた拘置所に移送されたという。警察のスポークスマンである Ajith Rohana は、被勾留者に医療措置を受けさせないとする訴えに関し、調査すると述べた。」

「逮捕及び虐待の訴えに加え、広範囲に敷かれた非常線、広範囲で繰り広げられる搜索活動、一部地域における移動制限、社会復帰した元戦闘員に対する監視や嫌がらせの増加が報告されている。英国高等弁務官事務所(BHC)の職員 2 名が 2014 年 4 月 9 日にジャフナ

¹⁶ Human Rights Watch (HRW), World Report 2014 (Events of 2013), 2014 年 1 月 21 日, <http://www.hrw.org/world-report/2014/country-chapters/sri-lanka>,

¹⁷ Bar Human Rights Committee, An Unfinished War: Torture and Sexual Violence in Sri Lanka 2009—2014 The report of The Bar Human Rights Committee of England and Wales (BHRC) and The International Truth & Justice Project, Sri Lanka, by Yasmin Sooka, (ページ 31), https://barhumanrights.org.uk/sites/default/files/documents/news/an_unfinihsed_war_torture_and_sexual_violence_in_sri_lanka_2009-2014_0.pdf, 2014 年 5 月 30 日閲覧

¹⁸ Human Rights Watch (HRW), World Report 2014 (Events of 2013), 2014 年 1 月 21 日, <http://www.hrw.org/world-report/2014/country-chapters/sri-lanka>,

を訪れ、町自体に軍の配備が強化されている僅かな兆候を見たと伝えている」。¹⁹

2.2.9 2014年3月13日付の「Report of the Secretary-General on Conflict-related sexual violence」は、次のように記している:

「紛争地帯での性的暴行に関する前の報告書で、私は、過去の教訓・和解委員会(LLRC)の提言を受けて 2012 年 8 月に実施された行動計画には、紛争の最中に性的暴行を受けた人々に救済措置を直接提供する行動が何も含まれていないと指摘した... また、紛争の影響を受けた地域で軍の配備が続いていることを一因として、これらの地域に住む女性や子どもが、依然として弱い立場に置かれていることも指摘した。こうした問題は、2013 年も解決されず、女性と少女、特に女性を家長とする家庭の女性と少女は、軍の兵士などによる性的嫌がらせや性的暴行の対象になり易い。スリランカ政府は、軍がこうしたケースに対する厳しい措置を採ったことを伝えている。しかし、国連人権高等弁務官は、2013 年、スリランカにおける責任追及の問題に関し、政府は国際的な人権及び人道法の重大な違反行為に関して、限定的且つ断片的な調査しか行っておらず、行われた調査はいずれも、独立性と信頼性を欠くものであるとして、引き続き懸念の声を上げている。こうして、性的暴行を含むこれらの訴えを深く調査し、内戦の被害者に正義をもたらすための努力は、優先すべき重要な課題となっている。」²⁰

2.2.10 Human Rights Watch (HRW)の 2013 年 2 月 26 日付の報告書「We Will Teach You a Lesson」は、次のように記している:

「強姦は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元メンバーや、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と繋がりを持つと思われる人々に対する拷問と虐待の延長として主に行われる。こうした拷問は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の活動に関与したという自白—真実又は虚偽の—を引き出すため、また、配偶者や親族を含む他者に関する情報を得るために行われ、タミル人一人一人に、更には、より広い範囲のタミル民族に、恐怖心を植え付けていると見られる...」

「Human Rights Watch が調査した 75 のケースは、スリランカ治安部隊に拘束されている間に性的暴行を受けた被害者の無作為の例であるとは言えない。しかし、調査結果からは、より広い結論を導き出すことができる。強姦や性的暴行の加害者は、スリランカの治安機関の一定の部門—軍、軍諜報局、及び、犯罪捜査局(CID)とテロ捜査局(TID)を含む警察—にいる。複数の国家機関の人間が協力して犯罪に関わることも多い...」

「性的暴行の加害者は男であるが、制服を着た女の警察官が、男性と女性の双方に対する拷問と強姦を補佐している。例えば、女の警官が被勾留者を縛り付けて手錠をかけ、衣服を剥ぎ取った上、顔面にチリパウダーを振りかけ、ガソリンを染み込ませたプラスチック

¹⁹ 英国高等弁務官事務所(BHC), Colombo, letter providing a security updated, 2014 年 4 月 16 日, (付属書: D を参照されたい)

²⁰ 国連(UN), Report of the Secretary-General on Conflict-related sexual violence, 2014 年 3 月 13 日, (ページ 23-24), http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1399456345_n1426364.pdf, 2014 年 6 月 18 日閲覧

ク・バッグで窒息寸前の状態に至らしめる拷問に参加した。」²¹

2.2.11 HRW の報告書は、続けて次のように記している:

「拷問又は虐待の一種としての性的暴行は、特定の地域又は勾留施設に限ったことではなく、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)のメンバーと疑われる人々が勾留中に暴行を受けたすべての施設で行われていると見られる。虐待を受けた人々の多くは、コロンボの北にあるプッタラム(Puttulam)及びアヌラーダプラ(Anuradhapura)の町などにある非公式な勾留施設、又は所在不明の場所で勾留された。一部の元被勾留者は、Human Rights Watch に対し、イーラム人民民主党(EPDP)が運営する非公式な勾留施設の存在について語っている。インタビューを受けた 2 人の女性は、自宅での尋問の際に強姦を受けたと伝えた。」

「しかし、Human Rights Watch が報告を受けた虐待の多くは公式な拘留施設で行われた。即ち、上官は、暴行が行われたことを把握していた、又は把握していたはずである。暴行は、スリランカ北部の紛争地域の、バブニヤの様々な場所、ジャフナ半島、及びワンニ(Vanni)の公式な拘留施設で行われ、被害者は殆どのケースでスリランカ軍兵士を加害者として特定している。バブニヤで特定されている場所は、バブニヤ警察署、Chettikulam 警察署、Arunachalam キャンプ、Omanthai の軍勾留施設、及び Nekukulam、Joseph、Ramanathan、Veppankulam の各軍キャンプ、などである。」²²

2.2.12 しかし、在コロンボ英国高等弁務官事務所(BHC)の 2014 年 7 月 25 日付の通信文は、当事務所の職員が、スリランカ外務省(MEA: Ministry of External Affairs)、スリランカ移民局(DIE: Department of Immigration and Emigration)、スリランカ国家諜報局(SIS: State Intelligence Service)、及び移住を専門とする国際非政府機関(NGO)、並びにオーストラリア高等弁務官事務所(Australian High Commission)、カナダ高等弁務官事務所(Canadian High Commission)、スイス大使館、及びオランダ大使館に問い合わせを行ったことを伝え、次のように報告した:

「現地新聞には、追放されたタミル人ディアスポラ組織の一つに所属する、又はこうした組織と関係を持つことを理由に逮捕された人物がいるという報道は無い。市民社会は、これを問題として高等弁務官事務所に提起していない。」

「スリランカ外務省(MEA)のスポークスマンは、国外から帰国した際に、追放された組織の一つとの関係を理由に逮捕された人物はいないと宣言した。」

「スリランカ移民局(DIE)のスポークスマンも、こうした理由で逮捕された帰国者はいないと断定した。」

²¹ Human Rights Watch (HRW), "We Will Teach You a Lesson", 2013 年 2 月 26 日, (ページ 29-30), <http://www.hrw.org/news/2013/02/26/sri-lanka-rape-tamil-detainees>, 2014 年 6 月 18 日閲覧

²² Human Rights Watch (HRW), "We Will Teach You a Lesson", 2013 年 2 月 26 日, (ページ 30-31), <http://www.hrw.org/news/2013/02/26/sri-lanka-rape-tamil-detainees>, 2014 年 6 月 18 日閲覧

「スリランカ国家諜報局(SIS)のスポークスマンも、こうした組織の一つとの関係を理由に逮捕された帰国者はいないと宣言した。」

「国際非政府機関(NGO)のスポークスマンは、追放された組織の一つとの関係を理由に、帰国時に逮捕された人物のケースは把握していないと宣言した。」

「オーストラリア高等弁務官事務所、カナダ高等弁務官事務所、スイス大使館、及びオランダ大使館は、いずれも、追放された組織の一つとの関係を理由に、帰国時に逮捕された人物のケースは報告されていないし、把握していないと述べた。但し、これらの組織のメンバーで帰国した者がいたか否かは、認識されていない。」²³

2.2.13 2012 年 9 月、Freedom from Torture は、内戦終結後、自主的に英国から帰国し、スリランカで拷問を受けたタミル系スリランカ人の 24 件のケースに関する簡潔な資料を発行した。同報告書は、「英国に住んでいたこと、また、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と、どの程度にせよ関わっていた事実又は疑いが合わさって、スリランカで拷問や非人間的且つ人間の尊厳を貶める扱いを受けるリスクが生じる。」と指摘している。²⁴

2.2.14 英国高等弁務官事務所(BHC)の 2014 年 7 月 25 日付の通信文は、問い合わせたスリランカ国家諜報局(SIS)のスポークスマンが、「指名手配者の家族が逮捕されることは絶対にならないが、監視の対象となる、又は指名手配者に関して尋問を受ける、というようなことはあり得る。」と述べたことを指摘している。²⁵

2.2.15 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees)は、2012 年 12 月、庇護申請の検討に関するガイドラインを改訂し、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と何らかの関わりを持つ者は、帰国の際にリスクがあると見なすべきであると提唱した[UNHCR によるガイドラインの項を参照されたい]。2013 年、欧州のいくつかの国が、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と繋がりを持つタミル人は帰国した場合に拷問を受けるリスクがあると見なし、これらの人々の強制送還を中止した。²⁶

2.2.16 米国国務省の 2014 年 2 月 27 日発行の報告書「2013 Country Report on Human Rights Practices (USSD Report 2013), Sri Lanka」は、次のように記している:

「スリランカの東部と北部の地域で、軍情報局、及び、準軍事部隊と時折合同して活動しているとされるその他の治安要員が、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と繋がりを持つと目される民間人を勾留した。これには、勾留記録があるものも、無いものもある。拘束

²³ 英国高等弁務官事務所(BHC), Colombo, letter providing an update on Proscription of Tamil Organisations and Risk to Family Members, 2014 年 7 月 25 日(付属書: D 参照)

²⁴ Freedom From Torture, Sri Lankan Tamils tortured on return from the UK, 2012 年 9 月 13 日, http://www.freedomfromtorture.org/sites/default/files/documents/Freedom%20from%20Torture%20briefing%20-%20Sri%20Lankan%20Tamils%20tortured%20on%20return%20from%20the%20UK_0.pdf, 2014 年 5 月 30 日閲覧

²⁵ 英国高等弁務官事務所(BHC), Colombo, letter providing an update on Proscription of Tamil Organisations and Risk to Family Members, 2014 年 7 月 25 日(付属書: D 参照)

²⁶ Human Rights Watch (HRW), World Report 2014 (Events of 2013), 2014 年 1 月 21 日, <http://www.hrw.org/world-report/2014/country-chapters/sri-lanka>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

した後は、尋問が行われるが、これには虐待又は拷問が伴う場合がある。当局は、被勾留者を釈放する際、逮捕又は勾留の事実を口外しないことを約束させ、従わない場合は再逮捕するか殺害すると脅迫したとされる…」

「非政府機関(NGO)や個人は、軍、及び軍と同盟を組む準軍事部隊が、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の支持者と疑われているが警察に降伏しない人々を、拘束したと訴えている。これらの部隊は、逮捕と拉致の違いを明確にしていない。」²⁷

2.2.17 同報告書は、更にこう記している:「法律はプライバシーの権利を保証しているが、政府は、特にタミル民族居住地域付近で非常線を張り、搜索活動を行う際に、この権利を侵害している。治安部隊は、財産の搜索や、民間人の電話の盗聴や監視を行い、司法の追及を殆ど受けていない。様々な行為者による個人所有の土地の没収が、全土で問題となっている。シンハラ人の家族が政府の支援を受けて、南部から、タミル民族が昔から居住していた地域に移住するケースが報告されている… 地元のタミル民族、及びインド系タミル民族は、大学への入学、公職への雇用、及び政府が支配するその他の領域で、長期に亘って体系的な差別に苦しんできた」と主張している。スリランカ全土のタミル民族、中でも北部と東部のタミル民族は特に、治安部隊と準軍事部隊がタミル民族の若年から中年までの男性に対し、頻繁に嫌がらせを行っている」と訴えている。」²⁸

2.2.18 Freedom from Torture の報告書「Out of the Silence: Ongoing torture in Sri Lanka 2009-2011」は、次のように記している:「法医学的報告書の作成を通じ、Freedom from Torture は、科学捜査の手法を用い、スリランカで行われている拷問の驚愕的な証拠を調査した。拷問は、政府軍とタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との間で数十年間に亘って繰り広げられた内戦が終結した後も、2 年以上に亘り続けられている。」また、続けて次のように記している:

「法医学的報告書が調査対象となった 35 人は、スリランカの様々な地域の出身者であり、全員が、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)との繋がり的事实又は疑いを理由に、多くは家族又は敵対する政党による情報提供を通じて、拷問の対象となったと主張している。タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)がタミル人を強制的にメンバー又はその他の補佐役として徴用したことは広く報じられている。即ち、この事実に基づいて、タミル人コミュニティーの非常に大きな部分が標的となるリスクを負っていることを意味する。」²⁹

²⁷ 米国国務省, 2013 Country Report on Human Rights Practices for 2013: Sri Lanka, 2014 年 2 月 27 日, (Section 1c - Torture and Other Cruel, Inhuman, or Degrading Treatment or Punishment and Section, 1d - Arbitrary Arrest), <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2013&dliid=220404#wrapper>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

²⁸ 米国国務省, Country Report on Human Rights Practices for 2013: Sri Lanka, 2014 年 2 月 27 日, (Section 1f - Arbitrary Interference with Privacy, Family, Home, or Correspondence and Section 6, National/Racial/Ethnic Minorities), <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2013&dliid=220404#wrapper>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

²⁹ Freedom From Torture, Sri Lanka - Out of the Silence 2009-2011, http://www.freedomfromtorture.org/sites/default/files/documents/Sri%20Lanka%20Ongoing%20Torture_Freedom%20from%20Torture_Final%20Nov_07_2011.pdf, 2014 年 6 月 3 日閲覧

医学的根拠を扱う「傷跡」の項を参照されたい。

2.2.19 Freedom House の 2013 年 1 月付の報告書「Freedom in the World 2013—Sri Lanka, January」は、次のように記している:

「内戦の最後の数年間には、恣意的な逮捕、超法規的処刑、強制失踪、勾留中の強姦、及び裁判無しの長期間の勾留など、治安部隊による人権侵害行為が急激に増え、主にタミル人が影響を受けた。拷問は、反乱の最中に行われたが、定例的な尋問の最中にも行われた。非常事態法、「テロ防止法(PTA)」及び 2006 年の反テロ法によって、暴行が違法でないかのように行われた。「テロ防止法(PTA)」の下では、被疑者を裁判無しで最長 18 ヶ月勾留することができる。これらの法律は、反体制派、批判的なジャーナリスト、民間人、及びタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)を支持していると疑われるタミル人など、政府の敵と見なされる様々な個人や集団を拘束するために適用された。スリランカ政府は 2011 年 8 月に非常事態法を停止したが、その後間もなく「テロ防止法(PTA)」に基づいて法の執行権限を拡張した。Human Rights Watch によると、2012 年年末時点で、数千人が罪状無しで勾留されたままである。これとは別に、内戦の最終段階で降伏したタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元幹部約 1 万 1,000 人のうち、2012 年時点で軍が運営する『リハビリテーション』プログラムの下で勾留されているのは 1,000 人以下である。」³⁰

2.2.20 Amnesty International の 2013 年 4 月 30 日付の報告書「Sri Lanka's Assault on Dissent」は、次のように記している:

「2009 年に内戦が終結して以来、スリランカ政府当局は、新たに支配権を獲得した地域の住民が反意又は不義の兆候を見せていないかを監視し、島全体の政治的権力を統合し、政治的な挑戦に対抗するための方策を進めた。当局は、旧敵と対峙し、敵対勢力の新たな芽を摘むための特定を開始した。当局は、スリランカ政府の政策を批判する者、又は人権の責任を問う者は、スリランカのタミル人ディアスポラ内部のタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の支持勢力と何らかの繋がりを持ち、スリランカに対する『ヘイト・キャンペーン』に関与しているとする政府の主張を推進するため、スリランカ市民社会内部の関係、並びに国際非政府機関(NGO)やその他の機関との疑われる関係を追跡した。」³¹

2.2.21 同報告書は、続けて次のように記している:

「女性と少数民族(タミル民族及びイスラム教徒を含む)の人権の擁護者、学生リーダー、大学の講演者、聖職者、労働組合員、及びその他の労働者の権利の擁護者、正当の活動家、裁判官と弁護士、ジャーナリスト、及びスリランカの政策と人権機関の職員らは、政府に批判的と見なされる意見や行動を理由に、威嚇、中傷、及び物理的な襲撃の対象となっている。武力抗争が殆ど収まり、タミル民族が多く居住するスリランカの北部と東部では、

³⁰ Freedom House, Freedom in the World 2013 – Sri Lanka, 2013 年 1 月,
<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/sri-lanka>, 2014 年 5 月 2 日閲覧

³¹ Amnesty International, Sri Lanka's Assault on Dissent, 2013 年 4 月 30 日, (ページ 27),
<http://www.amnestyusa.org/sites/default/files/asa370032013en.pdf>, 2014 年 5 月 2 日閲覧

軍が、政府に対するほんの僅かな批判的行為にも目を光らせている。これらの地域の人権擁護家らは、現地の人々が、警察の厳重な監視、及び、その活動、国外との繋がりや資金提供者に関し、度重なる尋問を受けていると伝えている。この新たな抑圧により被害を受けているのは、国際的なレベルで主張を行う著名な活動家らではなく、数十年に亘る武力抗争から地域を復旧させようと懸命に活動する現地コミュニティーの人々である。」³²

2.2.22 スリランカにおける和解と責任追及の推進に関する国連人権高等弁務官事務所(OHCHR: Office of the High Commissioner for Human Rights)の 2014 年 2 月 24 日付の報告書は、高等弁務官がスリランカを訪問した際、政府は次のように伝えたことと記している:

「...1 万 1,758 人以上の元戦闘員が『リハビリテーション』プログラムを経て社会復帰し、234 人が『リハビリテーション』プログラムの最中にあり、91 人が法的手続きを待っている。スリランカ政府は、罪状無しで長期間に亘り勾留されている 977 人の法的手続きが開始されたこと、また、160 件が 2014 年 1 月末時点で未決であることも伝えた。」³³

2.2.23 Freedom House の報告書は、次のように付け加えている:

「人権団体は、内戦後の国内避難民(IDP)キャンプにおいて登録政策が徹底されなかったことより、行方不明者、退去者が追跡できなくなり、内戦の最終段階で行方不明となった数百のタミル人の所在が不明である。2012 年 9 月、かつて内戦で避難を余儀なくされた 30 万人が暮らしていた Menik Farm 仮設キャンプが、正式に閉鎖された。48 万人以上の国内避難民(IDPs)が故郷に帰還した一方、地雷、自宅の破壊、又は軍若しくは政府による土地の再割り当てなどにより、元の家に住むことができないケースが多い。国内避難民モニタリングセンター(Internal Displacement Monitoring Centre)によると、2012 年 12 月 31 日時点で、9 万 3,000 人以上が自宅に戻れない状態にあり、そのうちの殆どがホスト・ファミリー宅で暮らしているという。タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)によって 1990 年代初頭に北部から強制的に退去させられたイスラム教徒らは、過去の教訓・和解委員会(LLRC)による 2010 年の聴聞の際、タミル人が未だに土地を占拠しているため、自宅に帰れないと語った。一般的に、こうした帰還者らを救済する政策は少ない。紛争地域で暮らしていたその他の人々は、インドで難民として暮らしている。」³⁴ ノルウェー難民理事会(Norwegian Refugee Council)は、2014 年 3 月に、次のように報告した:「現在の国内避難民(IDPs)、帰還した国内避難民(IDPs)、及び移住した国内避難民(IDPs)は、難民であるという理由で、未だに差別を受けている。国内避難民(IDPs)は、軍や国による土地の占拠、民間人の生活の軍事化、及び、住宅、水、衛生、生計、及び食料の地域による格差に

³² Amnesty International, Sri Lanka's Assault on Dissent, 2013 年 4 月 30 日, (ページ 8), <http://www.amnestyusa.org/sites/default/files/asa370032013en.pdf>, 2014 年 5 月 8 日閲覧

³³ 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR), Promoting reconciliation and accountability, Report of the OHCHR on promoting reconciliation and accountability in Sri Lanka, (A/HRC/25/23), 2014 年 2 月 24 日, (paragraph 16 - Former combatants and detainees), http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session25/Documents/A-HRC-25-23_en.doc, 2014 年 5 月 8 日閲覧

³⁴ Freedom House, Freedom in the World 2013 – Sri Lanka, 2013 年 1 月, <http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/sri-lanka>, 2014 年 5 月 2 日閲覧

苦しんでいる。」³⁵ Bertelsmann Stiftung は、「タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の復活という恐怖心は、北部州の軍事化と軍の駐留の継続を正当化するために利用されている」と報じている。³⁶

2.2.24 2014 年 7 月 25 日に閲覧した米国中央情報局(CIA: Central Intelligence Agency)の 2014 年 6 月 23 日更新の報告書「CIA World Factbook」は、次のように記している:

「... スリランカ政府は、内戦の最終段階で非難を余儀なくされた民間人の 95%以上を定住させ、政府治安部隊に拘束されたタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元戦闘員らの大多数を釈放した。一方、選出されたタミル民族代表らと政治的合意を結び、内戦の間に人権侵害行為、及びその他の暴行に関わったとされる人々の責任を追及することなど、異論が多く政治的に困難な問題に関しては、殆ど進歩が無かった。」³⁷

2.2.25 内戦終結後の北部地域におけるタミル民族の生活状態を記した 2013 年 11 月付の報告書で、Channel 4 news(オンライン)は、「経済・インフラストラクチャーの発展の分野、人権、及び観光業の分野」で、急速な進展があったという大統領の言葉を引用している。Channel 4 は、これらの地域での、特にタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元メンバーや女性の人権状況について、慈善団体が懸念を示していることも伝えた。同報告書は次のように記している:

「国際危機グループのスリランカ・プロジェクト・ディレクターである Alan Keenan は、Channel 4 News に対し、ワンニ(スリランカ北部の州)のインフラストラクチャーに対する多額の投資を通じ、問題の地域における状況は『いくつかの面で』改善されたとのべた。但し、次のようにも語っている:「その地域には、経済的問題、人道的問題が、数多く残っている。多くの人々が議論し、私も同意しているのは、スリランカ政府がインフラストラクチャー整備や開発の大規模なプロジェクトを大げさに取沙汰し、国際社会に自慢しているが、地上の状況を十分に考慮していないという点である。」

「スリランカ北部に住む民族の大多数を占めるタミル民族は、脅威に晒されている一民族である。政府が北部地域の『シンハラ化』を進めているという懸念の声がタミル人コミュニティから上がっている。内戦の間、多くのシンハラ人がタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)によってもたらされた残虐行為を逃れて北部を脱出したが、現在、その一部は帰還している。しかし、Keenan 氏が語った通り、この地域に移住してくるシンハラ人の数に関して懸念がある。『政府がシンハラ民族の権利を過剰に心配していることは勿論だが、シンハラ人のこの地域への新たな転入も推進していると、多くのタミル人は考えている。

³⁵ ノルウェー難民理事会, , Written statement* submitted by the Norwegian Refugee Council, a non governmental organization in special consultative status to the UN Human Rights Council, 2014 年 3 月 5 日
http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1395668521_q1411776-1.pdf, 2014 年 5 月 29 日閲覧

³⁶ The Bertelsmann Stiftung's Transformation Index (BTI), BTI 2014 — Sri Lanka Country Report. Gütersloh: Bertelsmann Stiftung, 2014 年,
<http://www.bti-project.de/fileadmin/Inhalte/reports/2014/pdf/BTI%202014%20Sri%20Lanka.pdf>, 2014 年 5 月 29 日
閲覧

³⁷ The Central Intelligence Agency (CIA) World Factbook, 2014 年 6 月 23 日更新, (Introduction),
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html>, 2014 年 7 月 25 日位置閲覧

転入した人数の情報や証拠は無いため、その規模が数千人なのか、数万人なのかは判断できない。心配なのは、『北部の人口の大多数をタミル人が占めているのは不自然である。』と述べた大統領の兄弟である **Gotabaya Rajapaksa** を含む政府高官の言葉である。... **Keenan** 氏は、タミル人の女性は、性的暴行を受け易い状況にある。女性は、結婚の約束を得るための場合もあれば、金銭を得るための場合もあるが、シンハラ人兵士と性的関係を持つことを強制されてもいる。」³⁸

2.2.26 **Society of Threatened Peoples** は、2014 年 3 月、次のように報告した:「数人のジャーナリストや活動家は、強姦が引き続き問題となっていることを指摘している。中でもタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元幹部に対する強姦は多く、届け出が出されることは殆ど無い。」また、次のようにも報告した:「スリランカ政府は軍兵士とタミル人女性との結婚を、和解の証拠として強調しているが、直接インタビュー、その他の情報源によると、こうした結婚は強制された環境の下、一連の強制的手段(力、脅迫、保護の保証)を通じて成立したものであるという。」³⁹ 2013 年 10 月付の報告書の中で、**Minority Rights Group** は、次のように記している:「武力抗争終結から 4 年経った今も、スリランカの北部と東部の少数民族の女性にとって、状況は非常に危険である。数千人の女性が夫を失い、夫以外の家族は死亡したか、行方不明になった。一方、性的暴行から土地の略奪まで、人権侵害行為は引き続き起こっている。」⁴⁰

2.2.27 **Minority Rights Group** は、続けて次のように記している:「2009 年以降の北部と東部の軍事化により、少数民族の女性は未だに危険な状態に置かれている。多くの女性、特に行方不明者又は『降伏者』の寡婦や妻は、軍兵士やその他の民兵による性的嫌がらせ、性的搾取、又は性的暴行の対象となっている。」⁴¹ **Human Rights Watch** によると、「北部と東部の女性や少女は、性的嫌がらせや性的暴行を特に受け易い状況にある。軍はそうした行為を止めることはおろか、自ら関わっている可能性がある。タミル民族居住地域で活動する女性の権利集団は、抑圧的な軍の存在のため、調査することは困難であるとしている。」⁴²

2.2.28 2014 年 4 月初旬、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の復活を狙うとされる人々 60 人が逮捕された。⁴³ **BBC** は、軍が、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)を復活させようとし

³⁸ Channel 4, Sri Lanka: grim up north for the Tamil community, 2013 年 11 月 15 日

<http://www.channel4.com/news/sri-lanka-tamil-north-vanni-human-rights-chogm-rajapaksa>, 2014 年 5 月 7 日閲覧

³⁹ Society for Threatened Peoples, Written statement* submitted by the Society for Threatened Peoples, a non-governmental organization in special consultative status, to the UN Human Rights Council, 2014 年 3 月 4 日, http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1395331870_g1411718.pdf, 2014 年 5 月 29 日閲覧

⁴⁰ Minority Rights Group International, Living with insecurity: Marginalization and sexual violence against women in north and east Sri Lanka, 2013 年 10 月 16 日, (ページ 2), <http://www.minorityrights.org/12119/reports/living-with-insecurity-marginalization-and-sexual-violence-against-women-in-north-and-east-sri-lanka.html>, 2014 年 5 月 29 日閲覧

⁴¹ Minority Rights Group International, Living with insecurity: Marginalization and sexual violence against women in north and east Sri Lanka, 2013 年 10 月 16 日, (ページ 2), <http://www.minorityrights.org/12119/reports/living-with-insecurity-marginalization-and-sexual-violence-against-women-in-north-and-east-sri-lanka.html>, 2014 年 5 月 29 日閲覧

⁴² Human Rights Watch, World Report 2014 (Events of 2013), 2014 年 1 月 21 日, (ページ 3), <http://www.hrw.org/world-report/2014/country-chapters/sri-lanka?page=3>, 2014 年 5 月 29 日閲覧

⁴³ Agence France-Presse, Sri Lanka police arrest 60 on fears of renewed conflict, 2014 年 4 月 20 日, <http://reliefweb.int/report/sri-lanka/sri-lanka-police-arrest-60-fears-renewed-conflict>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

ていたとされる男性 3 人を銃殺したことを報じ、「スリランカ北部で逮捕や安全保障上の捜索が、また、コロンボでは勾留が顕著に増えている」とも伝えている。⁴⁴ 2014 年 5 月 18 日、数百人の兵士、及び諜報局の捜査員が、ジャフナにあるタミル語の新聞社 Uthayan の本社を包囲した。国境なき記者団(Reporters Without Borders)によると、「軍の行動は、Uthayann 紙が昨日掲載した『Mullivaikkal Thuyar Malar—May 18』と題した付録に対する反応であると見られる」という。同付録には、政府とタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の反乱軍との間で勃発した内戦の最終段階の 2009 年に起きた、スリランカ軍による数千人のタミル民族虐殺の生存者が書いた詩や回想録が掲載されていた。⁴⁵

2.2.29 国連決議の投票に向けた宣伝活動の過程で、Agence France-Presse は、2014 年 3 月 19 日、次のように報じた。「内戦で荒廃したジャフナ地域で Peace and Reconciliation Centre の所長を務めるカトリック神父の Praveen Mahesan、及びコロンボに拠点を置く INFORM 擁護団体の Ruki Fernando が、日曜日[2014 年 3 月 16 日]、タミル分離主義抗争の最中に愛する人々を失くした親族らと面会しているところを拘束された。⁴⁶ Amnesty International によると、2 人は、「テロ防止法(PTA)」の下、正式な罪状無しで拘束された後、3 月 18 日に釈放されたという。3 月 18 日に、ジュネーブの国連加盟国の政府代表部に回覧された外交文書の中で、スリランカ政府は、この 2 人がタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の復活を狙っている人々と関わっていると印象付けようとした。この 2 人は国連におけるスリランカの評判を落とすため、スリランカ北部の人権状況に関する「虚偽の情報」を伝達したために逮捕されたとスリランカの官僚が語ったことも報じられている。Amnesty International は、更に、次のように記している:「ジュネーブの国連人権理事会はスリランカに対する監視を強めている。反体制派を沈黙させ、貶めるスリランカ政府の卑怯な策略は、国際社会の批判を反らせるための反抗的な試みである。」⁴⁷

2.2.30 外務英連邦省(Foreign and Commonwealth)は、2013 年 3 月 5 日、「... 警察は、行方不明者の家族数百人がコロンボを訪れて国連に請願を提出することを阻止した。」と報告している。⁴⁸ 2014 年 2 月、Amnesty International は、「... 昨年、スリランカ政府は、批評家、特に内戦被害者の人権を擁護する人々や、政府が実行したとされる戦争犯罪に対する国際的な調査の要求を支持していると疑われる人々に対する圧力を弱めることはなかった。」と伝えた。⁴⁹

⁴⁴ BBC, Suspected Tamil rebels shot dead in Sri Lanka, 2014 年 4 月 11 日, <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-26984716>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

⁴⁵ Reporters Without Borders, Army surrounds Tamil daily's headquarters in Jaffna, 2014 年 5 月 20 日, http://en.rsf.org/sri-lanka-army-surrounds-tamil-daily-s-19-05-2014_46308.html, 2014 年 5 月 30 日閲覧

⁴⁶ Agence France-Presse, Sri Lanka releases rights activists after outcry, 2014 年 3 月 29 日, <http://reliefweb.int/report/sri-lanka/sri-lanka-releases-rights-activists-after-outcry>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

⁴⁷ Amnesty International, Sri Lankan government amplifies its 'dirty tactics' during UN session, 2014 年 3 月 19 日, (ページ 6-7), <http://www.amnesty.org/en/news/sri-lankan-government-amplifies-its-dirty-tactics-during-un-session-2014-03-19>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

⁴⁸ 外務英連邦省: Human Rights and Democracy Report 2013 - Section XI: Human Rights in Countries of Concern - Sri Lanka, 2014 年 4 月 10 日, <https://www.gov.uk/government/publications/sri-lanka-country-of-concern/sri-lanka-country-of-concern>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

⁴⁹ Amnesty International, Sri Lanka: Suppressing calls for justice, 2014 年 2 月 26 日, <http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA37/003/2014/en>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

- 2.2.31 2014 年 5 月、Human Rights Watch は、次のように記している:「責任追及を求めるスリランカの活動家らに対する政府の言論及び恣意的な逮捕は、近年、増加している。政府は、独立報道機関や人権擁護家に対する弾圧も強化している。タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の支持者と見られる被勾留者に対する拷問や性的暴行などの暴行の訴えが増加している。スリランカ北部と東部のかつての戦闘地域において、政府による様々な開発、定住、再建プロジェクトが実施された一方、政府が約束したタミル民族の苦しみへの対応は、殆ど実行されていない。政府は、タミル人コミュニティに対し、使者の記念式典を開催すること、タミル語で国歌を歌うことなど、単純な行為でさえ禁止している。」⁵⁰
- 2.2.32 2014 年 4 月末、The Hindu は、「テロリズムと闘い、テロリストへの資金流入を阻止する」ためのスリランカの戦略の一環として、スリランカ政府は、2001 年に採択された国連決議に基づき、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と共に、世界各国の少なくとも 15 のタミル人ディアスポラを追放する。追放された組織には、GTF: Global Tamil Forum、BTF: British Tamils Forum、及び TGTE: Trans-national Government of Tamil Eelam が含まれる。」と報じた。⁵¹
- 2.2.33 Human Rights Watch は、2014 年 4 月、「16 の国外のタミル人組織をテロ組織への資金供給者と指定したスリランカ政府の決断は、非常に幅広いもので、国内のタミル人による平和的な活動でさえも禁止することを狙いとしているかのように思われる。」と報じた。軍の首席スポークスマン Ruwan Wanigasuriya 准将は、この命令に従い、リストに載った集団と繋がりを持つすべてのものに対し、法的措置をとると宣言した。これにより、地元の活動家や、スリランカを訪問中の指定組織のメンバーとされる者が、「テロ防止法(PTA)」の下、罪状無しで拘束・勾留されるリスクを負うことになる。「スリランカ政府は、曖昧な反テロ法を利用し、主要なタミル人ディアスポラを、冷酷だが今は消滅したタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と結び付けようとしている。」アジア局長の Brad Adams はこう語った。「この大まかな制裁は、更に、国外と繋がりを持つ地元のタミル人活動家、政治家を処罰するために利用される可能性がある。」⁵²

追放された組織の詳細な情報については、ディアスポラ組織の追放(Proscription of Diaspora Organisations)の項を参照されたい。

[目次に戻る](#)

UNHCR によるガイドライン

本章は、ディアスポラ組織の追放(Proscription of Diaspora Organisations)の章と関連付けて読むことが望ましい。

⁵⁰ Human Rights Watch, Sri Lanka: Comply with Rights Council Investigation, 2014 年 5 月 20 日, <http://www.hrw.org/news/2014/05/19/sri-lanka-comply-rights-council-investigation>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

⁵¹ The Hindu, Sri Lanka bans 15 Tamil diaspora organisations, 2014 年 4 月 2 日 <http://www.thehindu.com/news/international/south-asia/sri-lanka-bans-15-tamil-diaspora-organisations/article5860193.ece>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

⁵² Human Rights Watch, Sri Lanka: Asset Freeze Threatens Peaceful Dissent, 2014 年 4 月 7 日, <http://www.hrw.org/news/2014/04/07/sri-lanka-asset-freeze-threatens-peaceful-dissent>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

2.2.34 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の 2012 年 12 月 21 日付の庇護適用ガイドライン「Assessing the International Protection Needs of Asylum Seekers from Sri Lanka」は、次のように記している:

「スリランカにおける影響力が頂点に達した 2000 年～2001 年、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)は、現在はスリランカの北部と東部の県になっている地域の 76%を支配していた。従って、これらの地域、及びタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の支配下にある地域の外郭に住む人々は、全員、日常生活において、必然的にタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)とその文民行政府と接点を持っていた。かつてタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)が支配していた地域の出身であることは、それ自体、『1951 年難民条約』とその『1967 年プロトコル』の意味で国際的な難民保護の必要性を生じさせるものではない。」⁵³

2.2.35 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の庇護適用ガイドラインは、リスク・カテゴリーの中には、「タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と特定の繋がりを持つと疑われている人々」という項目が含まれている。「タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)支配地域での居住」を越えた過去の繋がり(事実又は疑い)は、それぞれのケース固有の条件にもよるが、国際的な難民保護の必要性を生じさせるような扱いを受けるリスクに当該人物を晒している。こうした深い繋がり(性質は、それぞれ異なるであろうが、以下の条件に当てはまる人々であると考えられる:

「1) タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)が現在はスリランカの北部と東部の州になっている地域の大部分を支配していた時代に、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の文民行政府において、高位の地位にあり、かなりの権限を持っていた人物。」

「2) タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元戦闘員、又は元幹部。」

「3) タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元戦闘員、又は元幹部で、負傷又はその他の理由により、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)により行政、諜報、『コンピューター部門』、又は報道(新聞及びラジオ)の要員として徴用されていた人物。」

「4) タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元支持者で、戦闘訓練を受けたことは無いが、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の人員を宿泊させる、移送するなどの役割、又はタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)に対する備品の供給や輸送の役割を担っていた人物。」

「5) タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の資金調達者、宣伝活動家、及び、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)に対し、資金供給及びその他の支援を行っていたスリランカのタミル人ディアスポラと繋がりを持つ、又は持つと思われる人物。」

「6) 上記に当てはまる人物の家族、その被扶養者、その他、上記の人物と緊密な関係を持つ人物。」⁵⁴

⁵³ UNHCR Eligibility Guidelines for assessing the International Protection Needs of Asylum Seekers from Sri Lanka, 2012 年 12 月 21 日, Risk Profiles A.1: Persons suspected of certain links with the Liberation Tigers of Tamil Eelam (LTTE), <http://www.refworld.org/pdfid/50d1a08e2.pdf>, 2014 年 5 月 7 日閲覧

⁵⁴ UNHCR Eligibility Guidelines for assessing the International Protection Needs of Asylum Seekers from Sri Lanka, 2012 年 12 月 21 日, Risk Profiles A.1: Persons suspected of certain links with the Liberation Tigers of Tamil Eelam (LTTE), <http://www.refworld.org/pdfid/50d1a08e2.pdf>, 2014 年 5 月 7 日閲覧

2.2.36 同ガイドラインは、次のように記している:

「本人又は家族が、過去、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と繋がりを持っていた疑いがあるという理由で勾留されている(警察による勾留、又はその他の形態の勾留)女性や男性に対する虐待及び拷問のケースをまとめた情報が発行された。政治的な動機より生じたと思われる、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の支持者と疑われる人々を狙った殺人が、報告されている。勾留中のタミル人男性に対する強姦などの性的暴行も、最近、内戦終結後に起こったものも含め、報じられている。リハビリテーション施設でのタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元戦闘員に対する性的嫌がらせも報告されている。」⁵⁵

2.2.37 同ガイドラインは、次のように記している:

『リハビリテーション』を終了した人々は、釈放後、社会復帰に苦労している。多くは、軍や諜報員の訪問を受けるか、地元の軍の『民事オフィサー(Civil Affairs Officer)』、地元警察、及び軍キャンプに定期的に報告しなければならない。多くは、情報提供者になることを強要されたと考えられている。当局への定期的な報告を怠った場合、その所在について、家族が軍により直接尋問を受けることになる。また、降伏しなかったタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の元戦闘員の親族は、今でも当局の尋問を受けている。当局が、『釈放許可書』を、失効日の記載を含むものも含め、臨時に発行するため、釈放された人々の現在の立場が判り難くなっている。『リハビリテーション終了者』は、自分の住むコミュニティの内外での移動を自主的に制限していると語っている。これは、生計を立てる上での障害にもなっている。」

「北部州における再定住、開発、及び安全保障を監督する大統領特務機関(Presidential Task Force for Resettlement, Development and Security)は、『リハビリテーション』終了者やその家族に対する人道支援を阻止しようとしているとされる。これは、問題の家族が片親家庭であるなど、釈放後、人道的な条件に基づいて特に支援を必要としている場合でも、例外ではない。」

2.2.38 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、次のように結論付けている:「上記の条件に当てはまる人々は、それぞれのケース固有の状況にもよるが、多くはその民族性から発する政治的見解(実際に持っている政治的見解、持っているとは推定される政治的見解を含む)を理由に、国際的な難民保護を必要とする可能性が高い。上記の条件に当てはまる人々の家族、及び被扶養者も同じである。タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と何らかのつながりを持つとされる人物、特に元幹部による庇護申請については、当該人物が軍事作戦に参加したか否かに拘らず、ケース固有の状況により、難民認定の例外とする可能性を検討する必要がある。」⁵⁶

⁵⁵ UNHCR Eligibility Guidelines for assessing the International Protection Needs of Asylum Seekers from Sri Lanka, 2012 年 12 月 21 日, Risk Profiles A.1: Persons suspected of certain links with the Liberation Tigers of Tamil Eelam (LTTE), <http://www.refworld.org/pdfid/50d1a08e2.pdf>, 2014 年 5 月 7 日閲覧

⁵⁶ UNHCR Eligibility Guidelines for assessing the International Protection Needs of Asylum Seekers from Sri Lanka, 2012 年 12 月 21 日, Risk Profiles A.1: Persons suspected of certain links with the Liberation Tigers of Tamil Eelam (LTTE), <http://www.refworld.org/pdfid/50d1a08e2.pdf>, 2014 年 5 月 7 日閲覧

- 2.2.39 庇護申請を却下された人々に対する国連難民高等弁務官事務所(UHCR)の立場は、以前、庇護申請を却下されて強制送還された、又は自主的に帰国したスリランカ出身の(主にタミル民族)庇護申請者が、拘束され、虐待又は拷問を受けたとされる最近の報告があることを示唆している。スリランカに強制送還された人々に対する扱いは、体系的に監視されていない。⁵⁷

2012 年 12 月 21 日付の UNHCR Eligibility Guidelines for assessing the International Protection Needs of Asylum Seekers from Sri Lanka には、その他のリスク・カテゴリーに関する情報も記載されている。

[目次に戻る](#)

2.3 タミル人ディアスポラ(Tamil Diaspora)

- 2.3.1 SATP : South Asia Terrorism Portal による報告書「Sri Lanka Assessment 2014」は、次のように記している:

「タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の残党は、ごく少数ではあるが、未だにある程度の問題を孕んでいる。2013 年、年間を通じ、スリランカ内外で、幹部や支持者による活動が報告された。例えば、2013 年 3 月 18 日、インドのタミル・ナードゥ(Tami Nadu)州のタミル人活動家らが、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)を支持し、チェンナイ(Chennai)の Central Railway 駅で Bandara というスリランカ人仏教僧を襲撃した。更に、2013 年 5 月 18 日、惨殺されたタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の幹部らの記念式典を行おうとした 9 人が、コロンボで逮捕された。2013 年 9 月 5 日、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の支持者と見られる男が、スイスのジュネーブにある国連人権理事会の建物の前で、焼身自殺を図った。更に、2013 年 9 月 13 日には、ジャフナ地区 Kodikarmam で、惨殺されたタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)のリーダー Vellupillai Parabhakaran の写真入りのポスターを所持していたとして、8 人が逮捕された。警察は、北部州でこのようなポスターが発見されたのは、2009 年の内戦終結以来、初めてであると述べた。2013 年 8 月 31 日、マヒンダ・ラージャパクサ大統領は、報道機関のインタビューを受け、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の生き残りの存在を認め、『タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)』の支持者ネットワークは、こうした活動に長く関わってきた。タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)に対する主な資金提供者であり、今日もそれを続けている。」と述べた。⁵⁸

- 2.3.2 国際危機グループ(ICG)の 2010 年 2 月 23 日付の報告書「The Sri Lankan Tamil Diaspora after the LTTE」は、次のように記している:

「スリランカ出身のタミル人 20 万人近くが暮らすインド南部のタミル・ナードゥ州の他にも、カナダ(20 万人)、英国(18 万人)、ドイツ(6 万人)、オーストラリア(4 万人)、スイス

⁵⁷ UNHCR Eligibility Guidelines for assessing the International Protection Needs of Asylum Seekers from Sri Lanka, 2012 年 12 月 21 日, II. Main developments in Sri Lanka (since July 2010), A.2 Return of Refugees and Failed Asylum-seekers, <http://www.refworld.org/pdfid/50d1a08e2.pdf>, 2014 年 5 月 7 日閲覧

⁵⁸ The South Asia Terrorism Portal (SATP), Sri Lanka Assessment 2014, 日付記載無し, <http://www.satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/index.html>, 2014 年 5 月 9 日閲覧

(4万7,000人)、フランス(4万人～5万人)、オランダ(2万人)、米国(2万5,000人)、イタリア(1万5,000人)、マレーシア(2万人)、ノルウェー(1万人)、デンマーク(7,000人)、ニュージーランド(3,000人)、スウェーデン(2,000人)などの世界各地に大きなタミル人ディアスポラがある。南アフリカ、湾岸諸国、及び中東の数カ国にも小さなタミル人コミュニティがある。」国際危機グループ(ICG)の報告書は、次のように強調した:「ディアスポラ、特にコロomboのディアスポラは、世間で言われているような、タミルのトラ(LTTE)の資金提供と政治部門を担うだけの一丸となった集団ではない。」あるタミル人政治家が「[ディアスポラは] タミルのトラ(LTTE)のシンフェイン党(Sinn Féin)ではない」と説明した通りである。ディアスポラの皆がタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)に資金提供している訳ではないし、皆が政治的にタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)を支持している訳でもない。数えきれない人々が、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の被害者なのである。」⁵⁹

2.3.3 国際危機グループ(ICG)の報告書は、続けてこう記している:

「ディアスポラ内のタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の支持派は、新しい穏健な方法で、独立国家設立の悲願を推進するために、資金を調達し続けている。いくつかの新しい組織が、この目的のために資金を集めている。但し、2000年以降に集められた資金の殆どは、人道支援や救済のためであると考えた方が正しいであろう。米国を拠点とし、タミル人医師を中心に構成される非政府機関(NGO)である IMHO:International Medical Health Organisation は、スリランカに医療施設を建設し、基本的な医療を提供するため、50万ドル以上の資金を集めた。西側諸国の開発機構の役人は、『ディアスポラが基本的医療に資金を提供しなければならないのは、理に適っていない。それは、明らかに政府の役割である。』と述べた。」国際危機グループ(ICG)の報告書は、スリランカ政府当局がディアスポラの活動に引き続き目を光らせていることも強調している: 大使館や領事館の職員が、多くの場合、シンハラ人ディアスポラの集団の支援を受け、タミルのトラを支持していると思われる人物や組織をコロomboに報告している。一部のタミル人は、スリランカに住む親族に嫌がらせをするために情報が利用されたと訴えている。」⁶⁰

2.3.4 BHRC: The Bar Human Rights Committee of England and Wales 及び The International Truth & Justice Project, Sri Lanka の「An Unfinished War: Torture and Sexual Violence in Sri Lanka 2009 - 2014」と題した報告書は、次のように記している:「ディアスポラ内のタミル人の抗議行動は監視されている。ロンドンでは、スリランカ大使館の職員が抗議活動家らを写真撮影していたことが目撃されている。写真が今後どうなるのかは分からないが、スリランカ国家諜報局(SIS)の関連諜報部に送られると考えるのが妥当であろう。」⁶¹

⁵⁹ 国際危機グループ(ICG), The Sri Lankan Tamil Diaspora after the LTTE, Asia Report N°186, 2010年2月23日, II. The emergence of the Tamil Diaspora (ページ2), <http://www.crisisgroup.org/-/media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/186%20The%20Sri%20Lankan%20Tamil%20Diaspora%20after%20the%20LTTE.pdf>, 2014年5月9日閲覧

⁶⁰ 国際危機グループ(ICG), The Sri Lankan Tamil Diaspora after the LTTE, Asia Report N°186, 2010年2月23日, II. The emergence of the Tamil Diaspora, E. Money and weapons (ページ7), <http://www.crisisgroup.org/-/media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/186%20The%20Sri%20Lankan%20Tamil%20Diaspora%20after%20the%20LTTE.pdf>, 2014年5月9日閲覧

⁶¹ The report of The Bar Human Rights Committee of England and Wales (BHRC) and The International Truth & Justice Project, Sri Lanka, by Yasmin Sooka, (ページ19), https://barhumanrights.org.uk/sites/default/files/documents/news/an_unfinihsed_war_torture_and_sexual_violenc

2.3.5 Human Rights Watch (HRW)の2013年2月26日付の報告書「We Will Teach You a Lesson」は、スリランカに帰国したタミル人に対して行われたとされる拷問の事例を報告している。同報告書は、次のように記している:

「内戦終結後、国外に住むその他のタミル人はスリランカに帰国したが、結果として、帰国直後、又は帰国間もなく、逮捕されてしまった。これらのタミル人も、勾留中に強姦を含む拷問を受けた。そのうちの多くが、スリランカ政府に対する平和的な批判なども含め、国外での活動について尋問を受けた。例えば、YN(年齢 46)は、2010 年 1 月にスリランカに送還された。YN は、コロンボの国際空港で入国手続きを終えた直後に犯罪捜査局(CID)の捜査員に拘束され、犯罪捜査局(CID)本部の 4 階に連行され、そこで 2~3 日勾留された後、バブニヤの Joseph キャンプに移送されたことを Human Rights Watch に伝えた。YN は、Joseph キャンプで殴打、拷問、強姦を何度も受けたと訴えている。」⁶²

目次に戻る

ディアスポラ組織の追放

本章は、UNHCR によるガイドライン(UNHCR Guidelines)の項と関連付けて読むことが望ましい。

2.3.6 在コロンボ英国高等弁務官事務所の 2014 年 4 月 16 日付の通信文は、次のように記している:

「2014 年 4 月 1 日、スリランカ政府は、反テロに関する国連安全保障理事会決議(UN Security Council Resolution)1373 に従って、16 のタミル人ディアスポラ組織をテロ組織として、また 424 人をテロリストとして指定したことを発表した。この命令は、スリランカ国防長官(Secretary of Defence)が発行したものである。スリランカ政府は、この行動は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の復活を狙う動きを阻止するために採られたものであると強調している。英国高等弁務官事務所(BHC)は、この決定を裏付ける証拠の提出をスリランカ政府に求めた。

「追放された組織には、TGTE: Transnational Government of Tamil Eelam、及び英国に拠点を置く Global Tamil Forum と British Tamils Forum が含まれている。4 月 1 日の発表の際、Ruwan Wanigasooriya 准将は、反テロ法に従って、指定された組織のメンバーがスリランカに来訪した場合、逮捕されると述べた。これは、実際には一度も実行されていない。今日までに、新たに追放されたいずれかのグループのメンバーであることを理由に逮捕されたケースは報告されていない。」⁶³

[e in sri lanka 2009-2014 0.pdf](#)

, 2014 年 5 月 30 日閲覧

⁶² Human Rights Watch (HRW), "We Will Teach You a Lesson", 2013 年 2 月 26 日,

<http://www.hrw.org/news/2013/02/26/sri-lanka-rape-tamil-detainees>, 2014 年 6 月 3 日閲覧

⁶³ 英国高等弁務官事務所(BHC), Colombo, letter providing a security updated, 2014 年 4 月 16 日, (付属書: D を参照されたい)

2.3.7 2014 年 3 月 21 日付のスリランカ政府官報で報告されている通り、スリランカ国防・都市開発省(Ministry of Defence and Urban Development)は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の資金提供者とされる以下の組織を追放した:

- 「01. タミル・イーラム解放のトラ、略称 LTTE 又はタミルのトラ(Tamil Tigers)」
- 「02. Tamil Rehabilitation Organization、略称 TRO」
- 「03. Tamil Coordinating Committee 、略称 TCC」
- 「04. British Tamil Forum、略称 BTF」
- 「05. World Tamil Movement、略称 WTM」
- 「06. Canadian Tamil Congress、略称 CTC」
- 「07. Australian Tamil Congress、略称 ATC」
- 「08. Global Tamil Forum、略称 GTF」
- 「09. National Council Of Canadian Tamils、略称 NCCT」
- 「10. Tamil National Council、略称 TNC」
- 「11. Tamil Youth Organization、略称 TYO」
- 「12. World Tamil Coordinating Committee、略称 WTCC」
- 「13. Transnational Government Of Tamil Eelam、略称 TGTE」
- 「14. Tamil Eelam Peoples Assembly、略称 TEPA」
- 「15. World Tamil Relief Fund、略称 WTRF」
- 「16. Headquarters Group、略称 HQ Group」⁶⁴

付属書 B:英国で活動するタミル組織の例(Examples of Tamil Organisations)も参照された
い。

2.3.8 2014 年 4 月 2 日、スリランカの国営新聞である The Daily News は、次のように報じた:

「政府の命令は、スリランカ国民が、指定組織のメンバーと連絡を取ること、又は繋がりを持つことを阻止するのに有効である。スリランカの政党や指導者がスリランカで行動を起こすための資金をこれらの団体から調達することを阻止できる。この動きがスリランカのタミル人政党の党員数名に影響を与える可能性は高い。また、この命令は、スリランカの政治家、及び非政府機関(NGO)の活動家らが、スリランカ国内で、又は国外に渡航した際、これらの団体の代表と連絡を取ることにも阻止する。」⁶⁵

2.3.9 同紙は、次のように続けている:

「スリランカ外務省の昨日[2014 年 4 月 1 日]付の新聞発表は、次のように報じている:『国連安全保障理事会決議 1373 に従ってテロリストとテロ組織を指定し、テロリズムと闘う

⁶⁴ The Gazette of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka Extraordinary, Part I: Section (I) – General, Government Notifications, The United Nations Act. No. 45 of 1968, List of Designated persons, groups & entities under paragraph 4(2) of the United Nations Regulations No. 1 of 2012, 2014 年 3 月 21 日, http://colombogazette.com/wp-content/uploads/2014/04/1854_41-E.pdf, 2014 年 5 月 30 日閲覧

⁶⁵ Daily News, Banned! No fronting for LTTE. 2014 年 4 月 2 日, <http://www.dailynews.lk/?q=local/banned-no-fronting-ltte>, 2014 年 5 月 20 日閲覧

ための戦略を定め、テロリストへの資金提供を阻止するための命令が、スリランカ外務大臣 G. L. Peiris 博士によって署名された。近日中に政府官報に掲載される予定である。』

『この命令は、テロ活動を実行している、実行しようとしている、実行を支援している、又は実行に参加していると考ええる十分な根拠がある人物、集団、及び団体の身元/実態特定に関する所轄省庁としてのスリランカ国防・都市開発省長官の提言に基づいている。』

『同規定に基づく命令の大きな効果は、指定された人物又は団体が所有するすべての資金、資産、及び経済的資源が、これらの人物又は団体が指定を解除されるまで凍結されることである。所轄省庁の許可無しに凍結資産を移動、移送、又は処理することは禁止されている。同規定の条件により、資産凍結の命令に従わない者は、重い処罰の対象となる。』⁶⁶

- 2.3.10 「アジア太平洋地域の国際時事を扱う雑誌 The Diplomat が 2013 年 11 月 16 日に報じた通り、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)を支持するディアスポラの特定期分子が関与したとされる最近の事件に、CHOGM(Commonwealth Heads of Government Meeting) 2013 のボイコットを提唱する呼び掛けなどの『運動』がある。これらの『運動』は、Global Tamil Forum、Transnational Government of Tamil Eelam、及び British Tamils Forum などのタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)関連組織を通じて行われる場合もある。⁶⁷ 同記事は、続けて次のように記している:

「これらの運動は、かつてスリランカに恥をかかせたことがある。例えば、2010 年 12 月、オックスフォード大学(Oxford Union)は、大学の敷地内で大規模な抗議活動が起こることを恐れ、スリランカのマヒンダ・ラージャパクサ大統領の講演を中止した。オックスフォード大学の James Kingston 学長は、次のように説明した:『大学は、公的秩序が乱される重大なリスク、また、地元コミュニティーの活動を大きく阻害する重大なリスクがあるとの助言を受けた。5,000 人規模の抗議活動は、オックスフォード大学史上最大のデモとなったであろうし、リスクもそれに準じて大きくなったことであろう。』

「スリランカのタミル人ディアスポラがオックスフォード大学史上最大のデモを起こす力を秘めているという事実は、特記するに値する。大統領の予定を変更させるほどの影響力を持つということも同様である。しかし、最も懸念される点は、国外のタミル人ディアスポラの一部が見せる情熱の強さである。」

「2012 年 6 月、この情熱が再燃した。スリランカ大統領の英国での行程が再度変更された。今回は、Commonwealth Business Council が主催した Commonwealth Economic Forum の招待を受け、基調演説を行う予定が、イベント開催の当日の朝に中止された。同フォーラムは、ロンドンで Queen's Diamond Jubilee Celebration の一つを飾るイベントであった。2,000 人ほどの抗議者が、イベントが行われる予定の Mansion House に詰め

⁶⁶ Daily News, Banned! No fronting for LTTE. 2014 年 4 月 2 日,
<http://www.dailynews.lk/?q=local/banned-no-fronting-ltte>, 2014 年 5 月 20 日閲覧

⁶⁷ The Diplomat, Sri Lanka: Engaging the Diaspora, 2013 年 11 月 16 日,
<http://thediplomat.com/2013/11/sri-lanka-engaging-the-diaspora/>, 2014 年 5 月 7 日閲覧

かけた。フランスやドイツから渡航してきた抗議者もいたとされる。」

「国連人権理事会が 2012 年と 2013 年にスリランカに関する 2 つの決議を可決したことを受け、ごく最近、ディアスポラの一部が、活発にロビー活動を行っている。こうした不満と幻滅は、CHOGM のボイコットを提唱する呼び掛けにも明らかに表れている。」⁶⁸

[目次に戻る](#)

⁶⁸ The Diplomat, Sri Lanka: Engaging the Diaspora, 2013 年 11 月 16 日,
<http://thediplomat.com/2013/11/sri-lanka-engaging-the-diaspora/>, 2014 年 5 月 7 日閲覧

付属書 A: スリランカの地図

3.1.1 United Nations Cartographic Section 69 から引用した 2008 年付のスリランカの地図。⁶⁹

スリランカの人道支援・安全保障の状況に関する地図については、定期的に更新される [Reliefweb, Sri Lanka country page](http://reliefweb.org/sri-lanka-country-page) を参照されたい。



⁶⁹ United Nations, Cartographic Section, Department of Field Support, Map No.4172 Rev.3, 2008 年 3 月, <http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>, 2014 年 5 月 9 日閲覧

付属書 B: 英国で活動するタミル組織の例

2014 年 7 月 6 日更新

3.2 British Tamils Forum

3.2.1 BTF としても知られる British Tamils Forum は 2006 年に結成された。「スリランカのタミル民族の人道的危機と人権の状況を訴えるために英国で結成されたタミル人ディアスポラ組織の一つの傘下にある組織である。」⁷⁰

BTF: British Tamils Forum はウェブサイト上で、次のように自己紹介している:「... スリランカ政府(GOSL)が起こした人道的危機と人権侵害の状況を訴えるために、一人一人のタミル人及びタミル人コミュニティを集結させ、民主的な手段を通じてタミル・ナショナリズムを推進する目的を持った傘下組織である。」⁷¹

BTF の任務は以下の通りである:

「フォーラムのメンバー、支持者、及び英国で中心となっている意思決定者を含むその他大勢の技能と知識を活かし、スリランカ島のタミル民族の苦しみを和らげ、国際法、国際条約、及び国際協定で定められた民主主義の枠組の中で民族自決権を推進する。」⁷²

GTF: Global Tamil Forum

3.2.2 GTF: Global Tamil Forum のリーダーは、1934 年スリランカのジャフナ生まれの Prof. Dr. S. J. Emmanuel である。2011–2012 年季の GTF: Global Tamil Forum のリーダーとして、メンバー組織から選出された。⁷³

GTF の任務は以下の通りである:

「草の根と若者を中心とした国際的なタミル人民主義組織を設立し、以下の目的をもって世界中のタミル民族の集結を通じた建設的な変革を起こすこと:

- 故郷を追われ、収容キャンプで暮らすタミル民族の身体的・感情的苦しみを和らげ、これらの人々が自由に移動できること、また、直ちに故郷に帰還できることを求め、これを擁護する。
- タミル人に対する虐殺、戦争犯罪、及び人道犯罪の加害者を処罰する。
- スリランカ島のタミル民族の伝統的な故郷を占拠している勢力を退けるために、絶

⁷⁰ Terrorism Research & Analysis Consortium (TRAC), , British Tamil Forum (BTF), 日付記載無し, <http://www.trackingterrorism.org/group/british-tamil-forum-btf>, 2014 年 5 月 9 日閲覧

⁷¹ British Tamils Forum (BTF), About, 日付記載無し, <http://tamilsforum.co.uk/about/>, 2014 年 5 月 9 日閲覧

⁷² British Tamils Forum (BTF), About, 日付記載無し[最終閲覧日: 2014 年 5 月 22 日], <http://tamilsforum.co.uk/about/>

⁷³ Global Tamil Forum (GTF), About Our President, 日付記載無し, <http://globaltamilforum.org/gtf/content/about-our-president>, 2014 年 5 月 9 日閲覧

えることなく、国内的にも国際的にも運動を続ける。

- 大多数を占めるシンハラ民族によるタミル民族の故郷の植民地化を阻止する。
- イーラム(Eelam)のタミル民族、及びタミル人ディアスポラの健康、教育、文化、及び経済の発展を推進する。
- タミル人ディアスポラが活用できるすべての資源を用い、タミル民族の民族自決権を擁立し、スリランカ政府を含む歴代の植民地勢力によって略取された国家を設立する。
- スリランカのタミル民族が、タミル・イーラム自治国において、自身の運命を自身で支配し、持続可能な発展と繁栄を追求しつつ、万人に与えられた自由を明確に形成し、その恩恵に浴すことを援助する。
- 教育、文化、及び経済成長を通じ、世界中のタミル人社会を草の根から強化し、若者と女性があらゆる社会活動に参加できるようにする。」

「Global Tamil Forum は、これらの展望と任務を追求しつつ、マハトマ・ガンディー(Mahatma Gandhi)、ネルソン・マンデラ(Nelson Mandela)、及びマーティン・ルーサー・キング(Martin Luther King)が推進した解放の理念を構築し、平和的な手段を通じて抑圧と差別の大勢全体に反対し、不当に権利を奪われ、沈黙を強制されたタミル民族及びその他のコミュニティーの権利のために戦う。」⁷⁴

「国際危機グループ(ICG)は、2010年の報告書で、GTFに関して次のように記している: 「GTF は、創立メンバーから資金を調達し、スリランカのタミル民族の立場を擁護するためのディアスポラによる大きな新しい組織として活動している。エリートが運営する14カ国のタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)支持組織で形成される複合企業であり、それぞれの国のタミル民族を擁護していると主張している。GTF は、ロンドンを拠点とする半擁護・半人道支援組織となることを目的としている。TGTE: Transnational Government of Tamil Eelam—USA と比較すると、野心が大幅に欠けるが、公に分離主義を唱えている点では同じである。GTF のメンバーは、同組織が、比較的重要な政治的問題で行き詰まるよりも、収容キャンプの閉鎖など、スリランカのタミル民族の危急の人道的問題に西側諸国の注目を集めることを目指すと述べている。しかし、BTF: British Tamils Forum など、GTF 内の強硬路線は、分離主義への姿勢を弱めたとして、GTF のリーダーである Dr Nagalingam Ethirveerasingham を排除した。」⁷⁵

国際危機グループ(ICG)は、2012年11月、GTF: Global Tamil Forum が「TNA: Tamil National Alliance に公的支援を行っている唯一の大きなディアスポラ組織であると、2012年1月に行われたプレス発表で述べ、GTF: Global Tamil Forum を『スリランカのタミル人の選出された代表』と形容し、その活動を『国家の問題に対する持続可能且つ威厳

⁷⁴ Global Tamil Forum (GTF), About GTF, 日付記載無し, <http://globaltamilforum.org/gtf/content/about-gtf>, 2014年5月9日閲覧

⁷⁵ 国際危機グループ(ICG), The Sri Lankan Tamil Diaspora After the LTTE, 2010年2月23日, IV. The diaspora in a post-LTTE world, C. Global Tamil Forum (GTF), <http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/186%20The%20Sri%20Lankan%20Tamil%20Diaspora%20after%20the%20LTTE.pdf>, 2014年5月30日閲覧

のある政治的な解決策』であると認めた。」⁷⁶

目次に戻る

TYO UK: Tamil Youth Organisation United Kingdom

3.2.3 TYO: Tamil Youth Organisation of United Kingdom は、自身のウェブサイトで、「... 2004 年 11 月 22 日に設立された非営利団体であり、英国中の若いタミル人を集結させ、タミル民族の独自の言語、歴史、文化、及び民族性を推進させ、理解を深める補助をすることを目的とする。」と自己紹介している。更に、「TYO は、民族的背景により若いタミル人の知識を豊かにすること、また、故郷に影響を与える政治的問題、人道的問題の双方のより深い理解を促進することも目的としている。これを通じ、若いタミル人が英国の多文化社会の中で、独自性を維持できるようになることを望んでいる。「TYO は、プロジェクトやイベントを通じ、英国内で、またスリランカの北部と東部で最も不利な状況にあるコミュニティを支援し、その見返りとして、より広いコミュニティに貢献することの必要性を強調することを狙いとしている。TYO の開催するイベントは、若いタミル人を善良な市民に成長させるべく、誇りと責任感を芽生えさせることを目的としている。」⁷⁷

TGTE: Transnational Government of Tamil Eelam—USA

3.2.4 TGTE: Transnational Government of Tamil Eelam—USA とは、米国の住所を通じて連絡を取ることができる。TGTE—USA のウェブサイトによると、「TGTE—USA は 12 カ国に広がっている TGTE の支部のうちの一つである。(その他の支部は、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、及び英国にある。) TGTE の事務局は、スイス ジュネーブの Rue de la Servette 1 に所在している。」⁷⁸ 2013 年 12 月に再選出された Provisional Transnational Government of Tamil Eelam の Visvanathan Rudrakumaran 首相は、国外追放処分を受け、ニューヨークを拠点に活動している。⁷⁹

3.2.5 TGTE は、2009 年のスリランカ内戦の最後の数ヵ月におけるタミル民族大量虐殺の後で結成された。議会は最初の任期を全うし、2013 年 12 月 6 日に 2 期目に突入した。2013 年 12 月、EIN Presswire は、次のように記している:

「第 1 期を全うした後、TGTE: Transnational Government of Tamil Eelam の Visuvanathan Rudrakumaran 首相は、2013 年 10 月 1 日に議会を解散した。」

⁷⁶ 国際危機グループ, Sri Lanka: Tamil Politics and the Quest for a Political Solution, 2012 年 11 月 20 日, C. Tamil Nationalist Challenges to TNA and the Self-Determination Question, <http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/239-sri-lanka-tamil-politics-and-the-quest-for-a-political-solution.pdf>, 2014 年 5 月 30 日閲覧

⁷⁷ Tamil Youth Organisation United Kingdom (TYO UK), About Us, 日付記載無し, http://www.tyouk.org/?page_id=2, 2014 年 5 月 9 日閲覧

⁷⁸ Transnational Government of Tamil Eelam - USA (TGTE), Contact Us, 日付記載無し, <http://www.tgte-us.org/contact.html>, 2014 年 5 月 9 日閲覧

⁷⁹ Inter Press Service (IPS), Four Years after a Tamil Defeat, the Diaspora Regroups, 2013 年 10 月 25 日, <http://www.ipsnews.net/2013/10/four-years-after-a-tamil-defeat-the-diaspora-regroups/>, 2014 年 5 月 9 日閲覧

「TGTE 選挙委員会(Election Commission)は、TGTE 議会の第 2 期の選挙開催の役目を引き継いだ。選挙委員長(Chief Election Commissioner) S. Sridas は、世界中のその他の委員と共に、12 ヲ国で選挙を開催した。⁸⁰ 2014 年 1 月、EIN Presswire は、TGT の第 2 期の任期を 5 年とし、執行部を以下のメンバーとすることを発表した:

首相(Prime Minister): Mr Visvanathan Rudrakumaran

事務局長(Chief Executive Secretary): Prof. Nadarajah Sriskantharajah

副首相(Deputy Prime Minister): Mr. Kanakarathnam Manoranjan

財務大臣(Minister – Finance): Mr. Kanagarathnam Jayanthan

国際情勢大臣(Minister - International Affairs) : Mr. Kanagenthiram Manickavasagar

国土開発大臣(Minister - Homeland Development) : Mrs. Balambikai Murugathas

ディアスポラ問題大臣(Minister - Diaspora Affairs) : Mr. Nimal Vinayagamoorthy

メディア公務大臣(Minister - Media and Public Affairs) : Mr. Sutharsan Sivagurunathan

青年・文化大臣(Minister - Youth and Cultural Affairs): Ms. Karthika Vigneswaran

虐殺防止・訴追センター長 (Head: Centre for Prevention and Prosecution of Genocide): Prof. Muthukumarasamy Sornarajah

難民福祉・再定住センター長(Head: Center for Refugees Welfare and Resettlement):

Mr. Ratnarajah Muthukumarasamy (Santhan)

女性・児童・高齢者センター長(Head: Center for Women, Children and Elderly):

Mrs. Rajanithevi Sinnathamby

元幹部・殉教者の家族のための福祉センター長(Head: Centre for Welfare of the Families of Cadres and Martyrs): Mr. Selvarajah Jeyam

事務局長/国連代表(Head: Secretariat/United Nation Representative): Mr. Sukinthan Murugiah」⁸¹

TGTE の任務宣言には、次のように書かれている:

「TGTE: Transnational Government of Tamil Eelam は、国家、国土、及び民族自決権の基本的政治理念に基づいてタミル民族の自由を勝ち取ることを目的とした政治組織である。現在、タミル民族は、故郷の国土において、自らの政治的悲願を実現する、又は基本的権利を行使することを全く意図していない。スリランカ政府は、法的制限、軍による占拠、及び殺人を通じて、タミル民族の渴望と政治的権利を踏みにじっている。」

「この意味で、タミル・イーラム国の中核を成すタミル人ディアスポラは、それぞれの国で、民主的手段を通じ、タミル民族の民族自決権の実現に向けた運動を実行する最高位の政治団体として、TGTE: Transnational Government of Tamil Eelam を設立する。政治的指導者、及びタミル・イーラムの人々が TGTE に参加することは非現実的であるため、民

⁸⁰ EIN Presswire, Transnational Government of Tamil Eelam (TGTE) Begins its 2nd Parliamentary Term.

Inaugural Session on December 6th, 2013 年 12 月 4 日,

<http://www.einpresswire.com/article/179389897/transnational-government-of-tamil-eelam-tgte-begins-its-2nd-parliamentary-term-inaugural-session-on-december-6th>, 2014 年 5 月 9 日閲覧

⁸¹ EIN Presswire, Executive appointments for the 2nd term of the Transnational Government of Tamil Eelam (TGTE), 2014 年 1 月 15 日,

http://world.einnews.com/pr_news/188119983/executive-appointments-for-the-2nd-term-of-the-transnational-government-of-tamil-eelam-tgte, 2014 年 5 月 30 日閲覧

主義に基づいた選挙により TGTE に選出されるのは、ディアスポラのタミル人のみとする。TGTE は、スリランカ島のタミル民族の幸福のために活動するものであれば、イーラムの人々の政治的指導者や社会的指導者を含め、誰とでも手を組む所存である。TGTE は、以下の任務を遂行する:

- 「1. 1977 年の総選挙、及び 1985 年の Thimbu Principles で支持・発布された Vaddukoddai 決議(Vaddukoddai Resolution)が宣言するタミル民族の政治的渴望の基本的な主義に賛同するすべてのタミル系の団体、個人を集結させる。」
- 「2. タミル民族、及び主権と民族自決権を取り戻すためにタミル民族の合法的な政治的渴望を実現することを支持・擁護するその他の人々によって、2001 年と 2004 年の連続した選挙で誕生したタミル人指導部の打ち出した政治の方針と渴望が強く支持・発布されたことを考慮しつつ、スリランカ島のタミル人指導部と共働する。」
- 「3. シンハラ国と交渉する地位を確立する。」
- 「4. 外国政府、及びその他の国際機関と直接的な繋がり確立する。」
- 「5. 100 万人を超えるタミル人ディアスポラの社会的、経済的、及び文化的な幸福の実現に努める。」
- 「6. タミル民族とイスラム教徒の居住地域の多様性が、かつて、タミル民族の民族自決権の実現を阻止するために利用されたことを考慮しつつ、イスラム教徒の代表を交えた政治プログラムを構築する。」
- 「7. タミル民族の肉体的な生存を確実とするため、タミル人女性に対する性的暴行を根絶するため、タミル人の子どもに対するスリランカ政府の単一民族による軍隊による身体的虐待を廃止させ、子どもたちの家族の元への早期帰還を実現するため収容キャンプで拘束されている数千人のタミル人の帰宅を実現し、虐殺、戦争犯罪、及び人道犯罪を実行した加害者を処罰するため、スリランカ北東部のタミル民族、及び、国際的な非政府機関(NGO)や国際機関と提携するタミル人ディアスポラの利益を推進するために必要なその他の任務を遂行する。」⁸²

目次に戻る

⁸² Transnational Government of Tamil Eelam - USA (TGTE), Mission Statement, 日付記載無し,
<http://www.tgte-us.org/mission.html>, 2014 年 5 月 9 日閲覧

付属書 C: 判決例

GJ(post-civil war: returnees) Sri Lanka CG(Rev 1)[2013] YJYT 319 (IAC)(5 July 2013)

国別ガイダンスのこのケースで、上級裁判所は以下の通り判断した:

- 「1) この判決は、スリランカの既存の国別ガイダンスに取って代わるものである。」
- 「2) 2009 年 5 月に内戦が終結して以降、スリランカ政府の懸念の焦点は移行した。スリランカのタミル・イーラム解放のトラ(LTTE)自体は疲弊した勢力であり、内戦が終結して以降、テロ事件は発生していない。」
- 「3) 1983 年スリランカ憲法の修正条項 6(1)は、『スリランカの領土の統一を損なうこと』を禁止し、スリランカ国家の統一を謳っている。「スリランカ政府の現在の目標は、タミル分離主義を推進し、憲法に盛り込まれたスリランカ国家の統一を脅かすディアスポラのタミル人活動家を特定することである。政府は、(a) タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)、又は同様のタミル分離主義組織の復興を阻止すること、及び(b) スリランカにおける内戦の復活を阻止することである。」
- 「4) スリランカ治安部隊に勾留された場合、虐待又は危害を受ける現実的なリスクがあり、国際的な保護を必要とする。」
- 「5) 政府は今やスリランカ全土を支配し、タミル人は空港を経由して表示の住所に帰らなければならないため、スリランカ政府当局による迫害の現実的なリスクを負う者にとって、スリランカ国内の移住は選択肢とならない。」
- 「6) 空港には勾留施設が無い。空港では『手配者リスト』に氏名が載っている者だけが拘束される。スリランカ政府当局が注目している、又は目を着けた人々にとってのリスクは、空港ではなく、故郷に帰還し、数日内に犯罪捜査局(CID)又は警察が帰還を確認した時に発生する。」
- 「7) スリランカに帰国した場合に、勾留中、又はその他の状況において、迫害又は重大な危害を加えられる現実的なリスクを負う人々の現時点でのカテゴリーは、以下の通りである:」
 - 「(a) 内戦後のディアスポラに属するタミル分離主義及び/又はスリランカ国内の新たな反政府組織と深い関わりを持つ、又は関わりが疑われるため、統一国家としてのスリランカの統一を脅かす、或いは脅かすと考えられる者。」
 - 「(b) ジャーナリスト(活字、その他のメディアを問わず)、又は人権活動家、どちらのケースにしても、スリランカ政府、特にスリランカ政府による人権侵害行為を批判した者、又はスリランカ政府に批判的な発行物と繋がりを持つ者。」

- 「(c) スリランカ治安部隊、スリランカ軍、又はスリランカ政府当局が加担したとされる戦争犯罪を示唆する証拠を **Lessons Learnt and Reconciliation Commission** に提出した者。内戦時、特に **2009** 年の停戦区域において戦争犯罪を目撃した者のうち、スリランカ政府当局が把握しているのは、既に身分証明書を提示して身分を明かした者のみである。従って、戦争犯罪を目撃した可能性がある、又は実際に目撃した証人として、帰国の際に警戒される、或いは迫害を受ける現実的なリスクを負うのは、これらの者のみである。」
- 「(d) 空港で検索できるコンピューター上の『手配者リスト』に氏名が載っている者。『手配者リスト』とは、未決の裁判所命令又は逮捕令状が発行されている者の名簿である。『手配者リスト』に氏名が載っている者は、空港で拘束され、裁判所命令又は逮捕令状に従って、適切なスリランカ当局に身柄を引き渡される。」
- 「(8) スリランカ政府当局は、高度な情報収集力を用いてスリランカ国内とディアスポラ内の双方の活動を監視している。スリランカ政府当局は、多くのスリランカのタミル人が経済移民として海外に移住したこと、また、北部州の住民全員が、内戦中、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)とある程度の繋がりを持っていたことを把握している。内戦終結後のスリランカにおいて、個人の過去がスリランカ政府の警戒心を喚起するのは、政府が、当該人物を、スリランカ国家の団結、又はスリランカ政府を脅かす現在のリスクであると考えられる場合のみである。」
- 「(9) スリランカ政府当局は、諜報活動によって作成されたコンピューター上の『手配者リスト』を保持している。『手配者リスト』に氏名が載っている人物が空港で拘束される可能性は低い、帰国後、治安部隊によって監視されることになる。監視の結果、当該人物がスリランカ国家の団結を脅かす、又は内戦を再発させることを狙っているタミル人活動家ではないと判断された場合、一般的に、当該人物は治安部隊によって拘束される可能性はかなり低い。この判断は、当該人物が行っているディアスポラ内の活動に左右される、それぞれのケースの事実に基づいた問題である。」
- 「(10) ケースワーカーは、内戦中の申請者の活動や役割に照らし、例外条項(『難民条約第 1 条 F』及び『Qualification Directive 第 12 条 2』)が適用されるか否かを検討しなければならない。UNHCR が 2012 年 12 月 21 日付で発行した『Eligibility Guidelines For Assessing the International Protection Needs of Asylum-Seekers from Sri Lanka』に定められた例外対象カテゴリーも考慮する必要がある。」

KV (scarring - medical evidence) Sri Lanka [2014] UKUT 230 (IAC) (23 May 2014)

報告されたこのケースで、この上級裁判所は次のように判断した:

- 「1. 法医学的報告書を作成する医師は、傷跡の原因に関して、自身の医療技術を超える判断を下してはならない。また、こうした判断を下す責任があると考えする必要はない。」

- 「2. 申請者の法医学的報告書を作成する医師は、傷跡の原因に関し、すべての可能性を考慮に入れなければならない。」
- 「3. 傷跡の原因として、代理人による自傷(SIBP: self-infliction by proxy)を現実的な可能性として示す特徴が見られる場合:—」
- 「(i) その問題は、申請者の立場で提出される医学報告書が対処する。こうした報告書は、先天的な傷跡、又は代理人による自傷(SIBP)の可能性を否定する材料とはならない。」
- 「(ii) その問題は、検察官が対処する。検察官は、手続き上の正当性を維持しつつ、すべての証拠に基づいて、申請者が拷問者の手により自身の意志に反して傷跡を付けられた可能性が高いことを証明する義務を回避したのか否かを判断する。」
- 「4. 傷跡に関し、申請者の説明と、医学的検査の結果との間に相互関係が見られない場合、代理人による自傷(SIBP)が現実的である可能性について、法医学的報告書が参考になる可能性がある。」
- 「5. 医学書は、発生後 6 ヶ月を過ぎた傷跡の発生時期は特定できないとしているが、特定のケースでは、発生後 2 年まで特定可能であるとする医学的根拠がある。」
- 「6. 最善の方法に従って、法医学的報告書が、傷跡は拷問によるものであるという申請者の主張を否定する結果となっても、証拠の提示責任が申請者にかかっており、尋問の目的の一つが申請者の証拠の信憑性評価(低い方に評価する)である場合、こうした報告書は、意思決定者が法的な範囲で行う評価と同等に扱うべきではない。」

注記: 上記の国別ガイダンスのケースは、MP(Sri Lanka) & Anor v Secretary of State for the Home Department [2014]において、上訴裁判所により支持された。

[目次に戻る](#)

付属書 D: 在コロombo 英国高等弁務官事務所 (BHC)の通信文



British
High Commission
Colombo

英国内務省
Country Policy & Information Team

2014 年 7 月 25 日

拝啓

Re: スリランカータミル人組織の追放、及び家族の負うリスクに関する最新情報

2014 年 4 月 1 日に、反テロに関する国連安全保障理事会決議 1373 に従って、BTF: British Tamils Forum、英国に拠点を置く GTF: Global Tamil Forum などを含む 16 のタミル人ディアスポラ組織、及び 424 人が追放された後の、現在の状況に関する最新情報の問い合わせに対する返答は以下の通りである。具体的には:

1. 新たに追放されたタミル人ディアスポラ集団のいずれかと繋がりを持ったことを理由に逮捕された者はいるか。
2. 帰国者は、スリランカに帰国した際、追放された集団のメンバーであるか否かを特に尋問されたか。
3. 当局が警戒している人物の家族はリスクに晒されているか。

在コロombo英国高等弁務官事務所の職員は、スリランカ外務省(MEA)、スリランカ移民局(DIE)、スリランカ国家諜報局(SIS)、及び移住を専門とする国際非政府機関(NGO)、並びにオーストラリア高等弁務官事務所、カナダ高等弁務官事務所、スイス大使館、及びオランダ大使館に問い合わせを行った。

1. 現地新聞には、追放されたタミル人ディアスポラ組織の一つに所属する、又はこうした組織と関係を持つことを理由に逮捕された人物がいるという報道は無い。市民社会は、これを問題として高等弁務官事務所に提起していない。

スリランカ外務省(MEA)のスポークスマンは、国外から帰国した際に、追放された組織の一つとの関係を理由に逮捕された人物はいないと宣言した。

スリランカ移民局(DIE)のスポークスマンも、こうした理由で逮捕された帰国者はいないと断定した。

スリランカ国家諜報局(SIS)のスポークスマンも、こうした組織の一つとの関係を理由に逮捕された帰国者はいないと宣言した。

国際非政府機関(NGO)のスポークスマンは、追放された組織の一つとの関係を理由に、帰国時に逮捕された人物のケースは把握していないと宣言した。

オーストラリア高等弁務官事務所、カナダ高等弁務官事務所、スイス大使館、及びオランダ大使館は、いずれも、追放された組織の一つとの関係を理由に、帰国時に逮捕された人物のケースは報告されていないし、把握していないと述べた。但し、これらの組織のメンバーで帰国した者がいたか否かは、認識されていない。

2. スリランカ移民局(DIE)のスポークスマンは、帰国者は、帰国の際、移民局、犯罪捜査局(CID)、スリランカ国家諜報局(SIS)、及びテロ捜査局(TID)から尋問を受ける可能性があるとして述べた。スリランカを出国していた期間、タミル人ディアスポラ集団の一つと関わりを持ったか否かを含め、何をしていたかを尋問される可能性がある。同スポークスマンは、帰国者が国外で行っていた活動について尋問されることは通常の手続きであると述べた。

スリランカ国家諜報局(SIS)のスポークスマンによると、「送還された」人々は、追放された組織のいずれかと関わりを持ったか否かを含め、必ず国外での活動について尋問されるという。同スポークスマンは、これらの組織のメンバーは帰国を禁止されている訳ではないが、帰国した際には尋問を受け、拘束される可能性があるとして語った。

国際非政府機関(NGO)のスポークスマンは、帰国者の空港での入国手続きに何らかの変更があったかは認識していないと述べた。同スポークスマンは、帰国者に対する尋問の工程に何らかの変更があったという報告は受けていないとしている。

その他の外交団の団員は、この事柄について帰国者が特に尋問されたというケースを認識していないとしている。

3. スリランカ国家諜報局(SIS)のスポークスマンは、指名手配者の家族が逮捕されることは絶対にはないが、監視の対象となる、又は指名手配者に関して尋問を受ける、というようなことはあり得ると述べた。

しかし、英国高等弁務官事務所(BHC)の2014年4月16日付の通信文によると、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と繋がりを持つとされる男性家族や男性の知人を持つ女性が逮捕された、虐待を受けたとの報告が広い範囲から寄せられている。この中には、2014年3月から4月までの間にスイスのタミル人ディアスポラのメンバーであった親族を持つ女性が含まれている。英国のタミル人ディアスポラと繋がりを持つ人々の家族が逮捕されたという報告は無かった。

2014年4月以降、指名手配犯の家族が逮捕された、又は拘束されたという報告は無い。

この通信文は、記載されている情報筋からもたらされた情報だけに基づいて、在コロンボ英国高等弁務官事務所の職員によって作成された。この通信文は、作成者の意見、又は外務英連邦省の政策を反映していない。この通信文の作成者は、英国内務省の情報請求への返答としてこの通信文を作成した。その内容に関する更なる問い合わせは、英国内務省に行うものとする。

[目次に戻る](#)



British
High Commission
Colombo

英国内務省
Country Policy & Information Team

2014 年 4 月 16 日

拝啓

Re:スリランカー安全保障に関する最新情報

逮捕及び殺人

2014 年 4 月 11 日、スリランカ軍のスポークスマン Ruwan Wanigasooriya 准将(Brigadier)は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の復活を画策していた男 3 人を射殺したと述べた。同スポークスマンによると、射殺されたのは、Sundaralingam Kajeepan(通称 Thevihan)、Selvanayagam Kajeepan(通称 Gopi)、Navaratnam Navaneethan(通称 Appan)である。事件が起こったのがスリランカ島の北部州を少し出たところの Padaviya であるのか、北バブニヤ地区の Nedunkerni であるのかは、報告によって異なる。

2014 年 3 月 13 日に警察官が銃撃されたとされる事件後、これらの被疑者の捜索が盛んに行われていた。「1979 年テロ防止法(PTA)」に基づき、北部及び東部における治安作戦により、拘束される者、尋問を受ける者が激増し、数々の家宅捜索が行われ、60 人以上が逮捕された(ジャフナとコロomboを含む)。逮捕者の中には、指名手配者の家族(又は家族と思われる者)が含まれている。

軍の配備強化、逮捕及び殺人の増加が、地元各地の新聞で盛んに報道されている。国際報道機関にも多少報道されている。

逮捕者の一部が勾留中に虐待を受けているとの報告があった。ウィメンズ アクション ネットワーク(Women's Action Network)は、6 人の女性に対する逮捕と虐待を詳細に伝える声明を発表した。これらの女性の男性家族又は知人男性は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)と繋がりを持ち、そのうち 5 人は『Gobi』と繋がりを持つとされる。逮捕された女性のうち 1 人は、逮捕時に妊娠しており、尋問中に流産したと伝えられる。この女性は医療措置を受けることを認められず、流

産したその夜に、電車で 60 マイル離れた拘置所に移送されたという。警察のスポークスマンである Ajith Rohana は、被勾留者に医療措置を受けさせないとする訴えに関し、調査すると述べた。

逮捕及び虐待の訴えに加え、広範囲に敷かれた非常線、広範囲で繰り広げられる搜索活動、一部地域における移動制限、社会復帰した元戦闘員に対する監視や嫌がらせの増加が報告されている。英国高等弁務官事務所(BHC)の職員 2 名が 2014 年 4 月 9 日にジャフナを訪れ、町自体に軍の配備が強化されている僅かな兆候を見たと伝えている。

スリランカ政府は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)が再結成しようと画策しているとし、それを阻止すべく対策を採っていると主張している。しかし、今のところ、政府はその十分な証拠を提示しておらず、市民社会の一部は、これを、軍の重配備を続け、市民に恐怖を与えるための口実ではないかという疑いを持っている。

Thevihan、Gobi、及び Appan の 3 名の暗殺に続き、スリランカ政府は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)に資金提供し、再組織を支援しているとされる男 2 名の搜索に関し、インターポールに協力を求めている。Vinayagamoorthy (通称 Vinayagam)と Perinbananayakam Sivaparan (通称 Nediyan)とされる 2 名は、現在、ノルウェーとフランスに居住していると見られる。

追放されたテロ集団

2014 年 4 月 1 日、スリランカ政府は、反テロに関する国連安全保障理事会決議(UN Security Council Resolution)1373 に従って、16 のタミル人ディアスポラ組織をテロ組織として、また 424 人をテロリストとして指定したことを発表した。この命令は、スリランカ国防長官(Secretary of Defence)が発行したものである。スリランカ政府は、この行動は、タミル・イーラム解放のトラ(LTTE)の復活を狙う動きを阻止するために採られたものであると強調している。英国高等弁務官事務所(BHC)は、この決定を裏付ける証拠の提出をスリランカ政府に求めた。

追放された組織には、TGTE: Transnational Government of Tamil Eelam、及び英国に拠点を置く Global Tamil Forum と British Tamils Forum が含まれている。4 月 1 日の発表の際、Ruwan Wanigasooriya 准将は、反テロ法に従って、指定された組織のメンバーがスリランカに来訪した場合、逮捕されると述べた。これは、実際には一度も実行されていない。今日までに、新たに追放されたいずれかのグループのメンバーであることを理由に逮捕されたケースは報告されていない。

情報源:

市民社会メンバーとの協議

英国高等弁務官事務所(BHC)によるジャフナ訪問

BBC News (<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-26984716>)

The Guardian

(<http://www.theguardian.com/world/2014/apr/09/sri-lanka-women-tamil-tigers>)

Ceylon Today

(<http://www.ceylontoday.lk/16-61035-news-detail-kp-excluded-from-banned-list-424-natural-persons-banned-with-16-tamil-diaspora-organizations.html>)

The Hindu

(<http://www.thehindu.com/news/international/south-asia/sri-lanka-bans-ltte-15-other-tamil-diaspora-groups/article5858831.ece>)

地元の新聞記事

この通信文は、記載されている情報筋からもたらされた情報だけに基づいて、在コロンボ英国高等弁務官事務所の職員によって作成された。この通信文は、作成者の意見、又は外務英連邦省の政策を反映していない。この通信文の作成者は、英国内務省の情報請求への返答としてこの通信文を作成した。その内容に関する更なる問い合わせは、英国内務省に行うものとする。

[目次に戻る](#)